SAIKYO SHINKIN BANK

2023年度

2023年4月1日～2024年3月31日

レポート

西京信用金庫オリジナルキャラクター
サイの京子ちゃん

地域のために この街のために そして あなたのために

西京信用金庫

ごあいさつ

平素は西京信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
ここに当金庫第107期（2023年度）事業の概要につきましてご報告申し上げますとともに、謹んでご挨拶させていただきます。

2023年度の我が国経済は、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類に引き下げられたことから、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調となりました。
金融経済面では、ウクライナや中東等をはじめとする地政学リスクが高まっている中で、中国経済の先行き懸念や欧米の金融引締めなど、不確実性の高い状況にあることから景気下押しリスクが高まっています。また、日本銀行が金融政策の変更を行い「マイナス金利政策」が解除されたことにより、市場金利が上昇しており、こうした動きに対するリスク・マネジメントの重要性が増しています。

このような環境の中で、信用金庫はコロナ禍の影響を受けた中小企業等への事業者支援の重要性が高まっており、ポストコロナ禍におけるコロナ融資の返済本格化を踏まえ、取引先中小企業等の販路拡大、ビジネスモデルの再構築、経営改善支援などを通じて地域のお客さまや社会が抱えている様々な課題の解決を図っていくことが求められています。このほか、金利上昇局面に備えた対応やマネー・ローンダリング対策に向けた態勢整備、サイバーセキュリティ対策の一層の強化により、経営管理態勢の充実に引き続き尽力していく必要があります。

2023年度は、当金庫の3ヵ年経営計画の最終年度であり、地域経済への支援と持続可能な地域社会の実現を目指して、6つの施策「持続可能な地域社会の実現に向けたSDGsの取り組み」、「顧客基盤の拡充」、「収益性の向上」、「効率性・生産性の向上」、「人材力の強化」、「内部管理態勢の充実」を着実に実施してまいりました。これらの施策の実施状況は次の通りです。

① 「持続可能な地域社会の実現に向けたSDGsの取り組み」については、「貧困をなくそう」、「すべての人に健康と福祉を」、「人や国の不平等をなくそう」を実現するために、長引くコロナ禍の影響等によりお困りの方々に、防災備蓄品である非常食や緊急簡易トイレ等の窓口配布を行いました。また、生理の貧困に晒されている地域の皆さまや近隣の高校・大学・児童養護施設等へ生理用品の配布も実施いたしました。
さらに、2022年7月から「西京くだものの日」として、地域の子ども食堂へ季節の果物である「みかん」、「バナナ」、「すいか」、「柿」を寄贈する取り組みを実施いたしました。
また、「住み続けられるまちづくり」を推進するために、お客さまの防災対策をお手伝いしており、当金庫が東京都に提案し、採用された「金融機関提案融資『そなえ』」や1981年の耐震基準改定前の木造建築物を対象とした「耐震改修工事資金融資」等の防災関連融資商品を取り扱っております。
さらに、地域防災の一環として、杉並区、練馬区との連携により空家等対策に関する金融商品を開発し、空家の改修、解体費用等の融資を行っています。
これらの当金庫の取り組みは、国際的にも高い評価をいただいており、2023年12月1日には海外視察団が来庫し、2017年11月以降、延べ98ヵ国154名の海外行政機関の防災責任者の方々に、当金庫の地域防災力の向上に向けた取り組みをご説明いたしました。
事業承継に関しては、事業者の課題解決に向けた取り組みとして、本部専担部署による支援に加え、東京都の補助事業「地域金融機関による事業承継促進事業」に基づき外部専門家の取引先への個別派遣を実施し、事業承継計画の作成支援を行いました。

② 「顧客基盤の拡充」については、防災定期預金の募集に取り組んだほか、「職域サポートローン」の取り扱いにより、事業所取引および従業員取引の強化を図りました。また、人員再配置による人的資源の有効活用のため、大山支店大谷口出張所および南中野支店方南町出張所を大山支店および南中野支店へ統合、徳丸支店を北町支店へ統合、石神井台支店を大泉支店へ統合しました。今後より一層、本業支援に取り組み、顧客への課題解決を行ってまいります。

③ 「収益性の向上」については、リスク管理に留意しつつ、長期的な視点に立って価値ある課題解決策の提案やきめ細かなフォローアップを行い、地域の資金繰り支援に迅速かつ積極的に事業性評価に基づく融資推進を図っているものの、コロナ融資による資金繰り支援策が一巡したこともあり、貸出金は減少いたしました。

④ 「効率性・生産性の向上」については、不要不急の経費の削減を進めるとともに、システムの活用による事務の効率化等に取り組みました。

⑤ お客様に高度な金融サービス等を提供するための「人材力の強化」については、金融関係の資格取得を推進するとともに、高度な専門的知識を活用するために、継続教育の体制を整備し、顧客本位の営業推進活動ができるように取り組んできました。

⑥ 「内部管理態勢の充実」については、不祥事件の未然防止態勢および反社会的勢力排除のための態勢の強化に取り組むとともに、マネー・ローンダリング対策等の重要課題に対する対応強化を進めております。

これらの基盤を固めた上で、地域防災力の向上や近隣の子ども食堂に果物を寄贈するなど「持続可能な地域社会の実現に向けたSDGsの取り組み」という地域貢献策に一層注力することにより、地域社会からの信頼を確保し、地域経済と皆さまの暮らしを全力でサポートする方針であり、そのために不断の経営努力を行う所存です。
何卒、皆さま方には今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

理事長
北村 啓介

目次

ごあいさつ …… 1
西京信用金庫の概要 …… 2
役員一覧 …… 2

活動のご報告

活動のご報告
“さいきょう”と地域の皆さま …… 3
経営改善支援と地域活性化のための取り組み …… 5
SDGs に向けた取り組み …… 7
トピックス …… 9
一年のあゆみ …… 10
事業の概況 …… 11

“さいきょう”について

金庫概要 …… 13
総代会 …… 15
主な業務・サービスのご案内 …… 17
内部管理体制
内部管理基本方針 …… 19
コンプライアンス体制 …… 19
顧客保護等管理体制 …… 20
リスク管理体制 …… 23

資料編

財務諸表 …… 25
主な業務の状況 …… 31
自己資本の充実の状況 …… 37

開示項目一覧 …… 45
店舗配置図／店舗一覧 …… 46

2024 年 3 月 31 日現在

西京信用金庫の概要

設立	1918 年 11 月 16 日	店舗数	27 店舗
本店	東京都新宿区新宿 4-3-20	常勤役職員数	293 名
出資金	25 億 30 百万円	預金積金残高	6,763 億 13 百万円
会員数	34,702 名	貸出金残高	3,832 億 13 百万円

2024 年 6 月 30 日現在

役員一覧

理事長（代表理事）	北村 啓介	常勤理事	中澤 一之	常勤監事	江原 保徳
専務理事（代表理事）	長谷川 貴宏	常勤理事	大神田 稔	員外監事（非常勤）	中川 純良
専務理事（代表理事）	塚越 千鶴	理事（非常勤）	渡部 訓	監事（非常勤）	大浦 淳
常務理事	寺本 紀仁	理事（非常勤）	坂元 義明		

（注1）理事 北村啓介、塚越千鶴、渡部訓は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
（注2）監事 中川純良は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

“さいきょう”と地域の皆さま

地域のために　この街のために　そして あなたのために

西京信用金庫は、都内及び埼玉県西南地域一部を事業区域として、地元の中小企業並びに経営者や住民の皆さまが会員となり、お互いの助け合いと発展を目的に運営されている協同組織の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）を、地元のお客さまにご融資する地域金融事業を通じてお客さまの事業や暮らしの繁栄にお役立ていただいております。当金庫は、地域社会の一員として、地元の皆さまとの緊密な信頼関係を形成し、地域経済の持続的発展に努めるとともに、文化的・社会的な分野においても広く地域社会の活性化の実現に取り組んでおります。

2023年度の概況
（2024年3月31日現在）

預金積金残高
6,763億13百万円
（前年度　7,138億8百万円）

貸出金残高
3,832億13百万円
（前年度　3,842億47百万円）

不良債権比率（信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権）
4.52%
（前年度　4.58%）

業務純益
32億16百万円
（前年度　30億47百万円）

自己資本比率
12.61%
（前年度　12.27%）

経常利益
31億37百万円
（前年度　28億12百万円）

当期純利益
22億65百万円
（前年度　19億21百万円）

安定した本業利益を計上しております。

■ 本業利益の推移

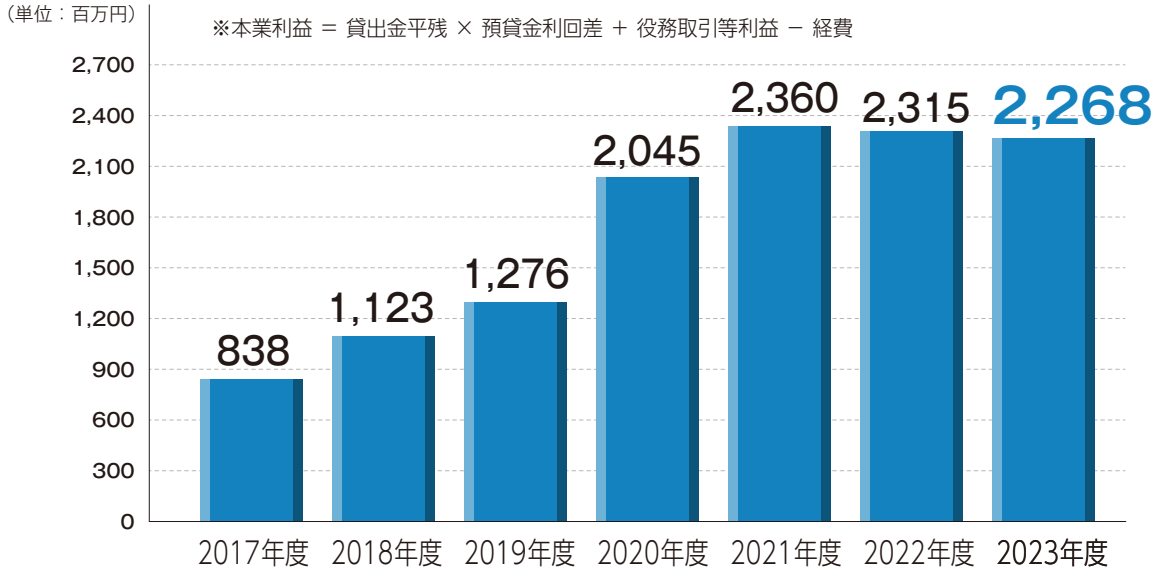

各種のリスクを減らしながら、安定的な利益を確保しており、自己資本額は増加を続けております。

■ リスク量と自己資本額の推移

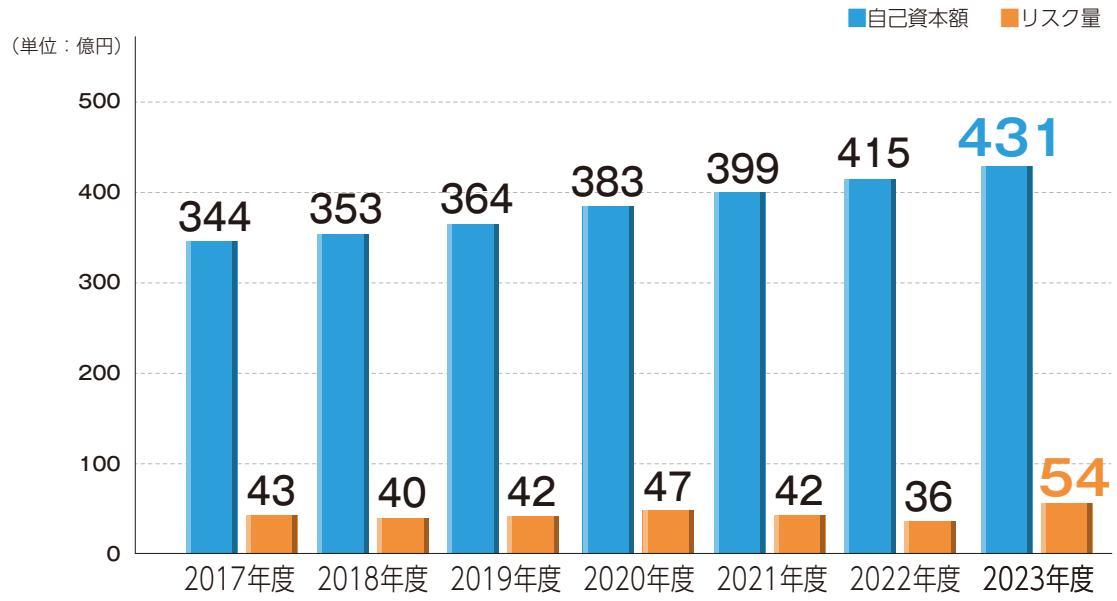

経営改善支援と地域活性化のための取り組み

当金庫は、協同組織金融機関として経営理念の一つである「豊かな地域社会の実現と中小企業の健全な発展に寄与する」ことを念頭に置いて、地域になくてはならない信用金庫を目指しております。2012 年 11 月に「経営革新等支援機関」の認定を受け、2013 年 9 月「西京・新宿城西地域プラットフォーム」を立ち上げ、より実効性の高い企業支援に取り組んでおります。

経営者支援の取り組み

【外部支援機関や各種支援策・制度活用による経営改善支援の取り組み】

経営改善に向け意欲的に取り組む取引先に対しては、外部支援機関や各種支援策の活用が有効かつ重要な支援策と考え、当金庫と外部支援機関が連携し取り組んでおります。

経営改善支援先に対する解決策の提案及び実行支援への対応については、支援企業の状況やニーズを的確に把握し当金庫の方針を明確にした上で外部支援機関や各種支援策の活用を行っております。

また、取引先企業からの情報を基にしてニーズに合った補助金や施策を確認し提案しております。

■2023 年度外部支援機関の活用

外部支援機関名	派遣先数
東京都よろず支援拠点	24 件
地域金融機関による事業承継促進事業	44 件

「補助金等申請支援」の取り組み

認定経営革新等支援機関として補助金や助成金等の申請をサポートしております。2023 年度は思い切った事業再構築に意欲を有するお取引企業に対し、専門家と連携し「事業再構築補助金」の申請支援を行いました。

事業承継計画策定支援

東京都の事業「地域金融機関による事業承継促進事業」の専門家派遣を活用し、これから事業承継を迎える事業者の支援をしております。自社の強みや弱みを分析し、後継者に引き継ぐ経営資源やスケジュールを専門家と複数回面談しながら整理し、事業承継計画を策定しております。

出張経営相談会の開催

お取引企業の経営課題に対して、東京都よろず支援拠点の専門家と上期 1 回（4 月～9 月）、下期 1 回（10 月～翌年 3 月）各 3 店舗にて出張経営相談会を開催して、お取引企業の経営課題解決に努めております。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組み

当金庫では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関して、各自治体が作成した総合戦略推進のため、地域防災、制度融資、創業支援、商店街活性化などを中心に各市、区と協調し取り組んでおります。

リースのご活用サポート

経営効率アップのためにリースの活用をお考えのお客さまへ、しんきんリース（株）をご紹介しております。

創業支援の取り組み

産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」の認定を受けた新宿区の「特定創業支援等事業」として創業を目指す方を対象とした創業スクールを定期的に開催しています（2023年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止）。

また、2023年度は50件396百万円の創業融資を支援しました。

西京職域サポートローン

2020年7月1日より、当金庫と職域サポート契約を締結していただいた事業所の代表者・従業員の皆さまをサポートする「西京職域サポートローン」の取り扱いを開始しました。

資金の使いみちは、①自動車関連資金、②教育関連資金、③住宅・リフォーム関連資金と①②③を目的として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローンの借り換え資金となります。

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

■「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況

	2023年度
新規に無保証で融資した件数	635件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	11.02%
保証契約を解除した件数	30件

外部機関との連携

当金庫では、日本政策金融公庫と「業務提携の覚書」を締結、東京都中小企業振興公社と創業・新事業支援に関する覚書を締結しております。また、筑波大学、工学院大学及び東京富士大学の3大学とは、「産学連携の協力推進に係る協定書」を締結して、お客さまと各種機関を「つなぐ」そして「むすぶ」役割を果たすよう事業支援に取り組み、地域との共生を目指す金融機関として、地域との一体感を高めてまいります。

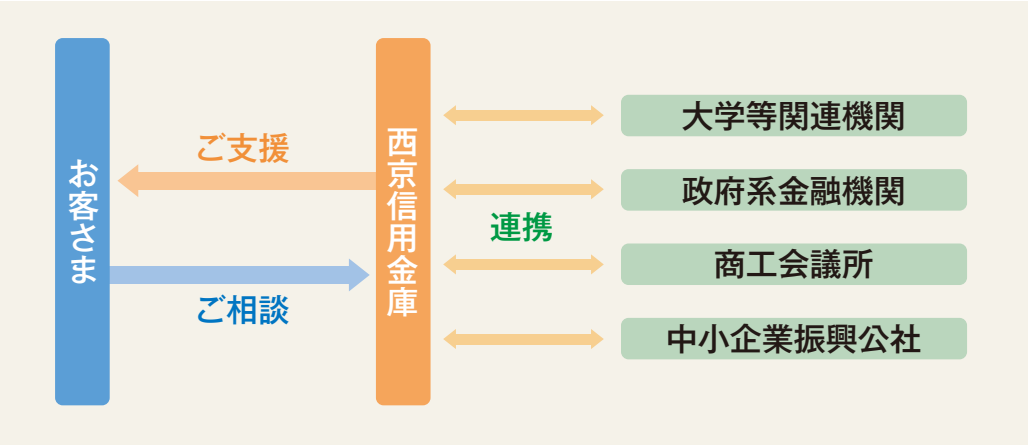

西京・新宿城西地域プラットフォーム

「西京・新宿城西地域プラットフォーム」は、当金庫が代表機関となり地域の支援機関と設立した地域プラットフォームです。地域プラットフォームでは、構成機関と連携し地域における中小企業・小規模事業者の経営を支援するための取り組みを行う他、中小企業119を通じた専門家派遣に取り組んでおります。

【西京・新宿城西地域プラットフォーム】の構成機関

代表機関

西京信用金庫

構成機関

- イー・マネージ・コンサルティング協同組合
- 東京商工会議所新宿支部
- 東京商工会議所練馬支部
- 新宿区文化観光産業部産業振興課
- 新宿区耐震補強推進協議会
- 東京富士大学

SDGs に向けた取り組み

当金庫は SDGs（持続可能な開発目標）に向けた取り組みとして、地域防災力向上のための様々な活動を行ってまいりました。また、コロナ禍等でお困りの方々に防災備蓄品の一部をお配りしたり、近隣の子ども食堂に果物を寄贈するなど、地域経済への支援と持続可能な地域社会の実現を目指して取り組んでおります。

防災対策融資商品

東京都と連携した西京防災融資『そなえ』等の取り扱い

当金庫では、「住み続けられるまちづくり」を推進するために、お客さまの防災対策をお手伝いしており、東京都と連携した西京防災融資『そなえ』は、2014 年 6 月に耐震診断機関等と連携し都内事業者の防災対策の問題解決に資する融資制度として東京都に採用され、取り扱ってまいりました。2022 年 10 月には新たに「金融機関提案融資」として採用され、引き続き西京防災融資『そなえ』を取り扱っております。また、『そなえ』と併用することで返済期間を延長し、毎月の返済負担額を軽減可能とする当金庫独自融資『そなえⅡ』も取り扱いをしております。

また、1981 年 5 月以前（旧耐震基準）の木造建築物を対象とした『耐震改修工事資金融資』など、お客さまの防災に対する様々なニーズにお応えし、近年社会問題化している「空家等」対策問題にも対応する商品を取り揃えております。

商品ラインナップ

法人・個人事業者向け

- 東京都と連携した金融機関提案融資『そなえ』
- 『そなえⅡ』
- 耐震改修工事資金融資
- その他の防災融資

個人

- 住宅ローン
- リフォームローン（まぁキレイワイド）
- 耐震改修工事資金融資
- その他の防災融資

▲西京防災融資『そなえ』

▲ 耐震改修工事資金融資

※上記パンフレットに記載された金利は期間限定のため、現状の金利と相違する場合がございます。2024 年 6 月 30 日現在

防災定期預金

2014 年6月より取り扱いを開始した「防災定期預金」は、販売総額に 0.01％を乗じた相当額を当金庫が負担し、災害時生活必需品（簡易トイレ、紙おむつ、生理用品等）を購入して本部をはじめ拠点となる営業店に備蓄しております。

大きな災害があった際には地域の方を中心に、本支店近隣の皆さまへ災害時生活必需品を配布させていただきます。

防災定期預金 ▶
2024 年 6 月 30 日現在

▲ 鷺宮支店

防災備蓄品の配布

当金庫では、長引くコロナ禍の影響等によりお困りの方々に、防災備蓄品である緊急簡易トイレや防災用ウエットティッシュ等の窓口配布を行ってまいりました。

また、当金庫における「SDGｓ」の一環として、「生理の貧困」に晒されている地域の皆さまに向けて、防災備蓄品である生理用品の配布を 2022 年 1 月より開始し、現在も継続しております。配布については、専用バッジを付けた女性職員が対応しており、チラシやスマートフォンを用いてチラシ画像（ホームページ掲載）を提示していただければ、お声に出さなくてもお配りしております。個人情報もお伺いいたしません。

▲ 担当女性職員が付けているバッチ

当金庫の防災対策への取り組みについて

当金庫の地域防災力向上に向けた取り組みは、毎年新聞等にて報道されており、東京新聞では 2023 年 9 月で 10 年連続の掲載となりました。

一人でも多くの方に防災対策への取り組みを知っていただき、地域の未来を守るきっかけになればと考えております。

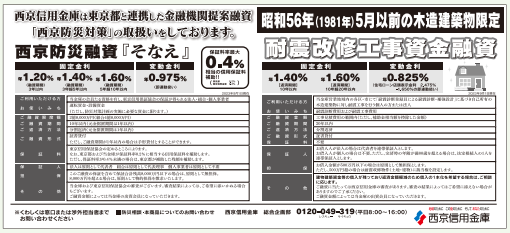

▲2023 年 9 月 1 日　東京新聞　朝刊

2023 年 9 月 1 日　東京新聞　朝刊 ▶

トピックス

さいきょうの防災説明会開催

西京信用金庫では、2014 年から防災説明会を様々な形式で開催しておりましたが、コロナ禍により、約 4 年の間、開催を自粛してまいりました。2024 年 1 月 1 日の能登半島地震を受け、改めて地域の皆さまに、「防災・減災」への関心を深めていただかなくてはならないとの思いから、2024 年 3 月より防災説明会を再開いたしました。

SDG s 17 の目標のうちゴール 11「住み続けられるまちづくりを」に向けた取り組みとして、今後も地域の皆さまと共に「地域防災力向上に向けた取り組み」を継続していきたいと考えております。

子ども食堂への果物寄贈

西京信用金庫では 2022 年 7 月から「西京くだものの日」という取り組みを実施しております。季節の果物を、当金庫とお取引のある地域の八百屋さんから購入し、近隣の子ども食堂に寄贈しています。

子ども達には「優しい大人が見守っているから安心して健やかに育ってほしい」という想いで果物を届けております。子ども食堂からは、「大きな房のままのバナナや、初めて見る一玉丸ごとのすいかに目を丸くして喜んでいます」などという声が届いております。今後も果物の寄贈を通して、子ども達の明るい笑顔を見守っていきたいと考えております。

▲ 西新宿支店　かしわぎ子ども食堂

▲ 野方支店　こども食堂バベット

新宿区中小企業支援ネットワーク会議の取り組み

2023 年 4 月 10 日に新宿区と当金庫を含む区内 6 金融機関による連携ネットワークを立ち上げ、区内中小企業者の創業、経営安定、事業承継などの課題に関する情報交換やノウハウを共有し、区内中小企業の活性化と地域経済の発展を目的として取り組みを開始しております。

2023 年 11 月 16 日には、新宿区役所 BIZ 新宿にて 6 金融機関合同による「創業セミナー」を開催しております。

1 年のあゆみ

2023	
4 月	● 新入職員 27 名入庫
4･5 月	●「西京くだものの日」（第 4 回 バナナ）
6 月	● 第 74 回「通常総代会」開催（西京信用金庫 本店）
7 月	● 防災定期預金を販売（販売期間　2023 年 7 月 3 日～ 2023 年 8 月 31 日） ●「東京都よろず支援拠点」対面による経営相談会を開催
7･8 月	●「西京くだものの日」（第 5 回 すいか）
11･12 月	●「西京くだものの日」（第 6 回 柿）
12 月	● 防災定期預金を販売（販売期間　2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 1 月 31 日） ● JICA の依頼による 9 カ国（フィジー・インドネシア・ネパール・サモア・スリランカ・バヌアツ・バングラデシュ・トンガ・コンゴ民主共和国）の海外防災担当者へ防災活動の説明
2024	
1 月	●「東京都よろず支援拠点」対面による経営相談会を開催
1･2 月	●「西京くだものの日」（第 7 回 みかん）
2 月	● 事業承継相談会開催
3 月	●「さいきょうの防災説明会」4 回実施

JICA の依頼による海外防災担当者の迎え入れについて

当金庫は 2017 年 11 月より JICA（独立行政法人 国際協力機構）からの要請を受け、各国の大臣等の要人をはじめ、海外行政機関の防災責任者の方々に当金庫の地域防災力向上に向けた取り組みを紹介してまいりました。2023 年度は 12 月に海外防災担当者へ当金庫の防災活動の説明を行い、これにより、延べ 98 カ国、154 名の視察団の方々に当金庫の防災の取り組みについてご紹介させていただきました。

事業の概況

預金積金・貸出金残高の推移

預金積金残高について

預金積金残高については、コロナ融資の返済等により、当金庫の預金となっている手元資金を取り崩した事が大きく影響し、2022年度に比べ374億円減少となり、6,763億円となりました。

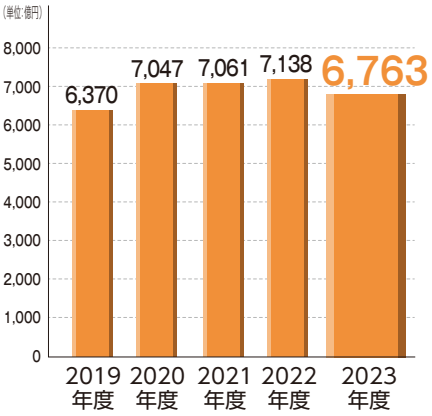

貸出金残高について

貸出金残高については、地域の資金繰り支援に迅速かつ積極的に取り組みましたが、コロナ融資の返済が進んだことにより2022年度に比べ10億円減少し、3,832億円となりました。

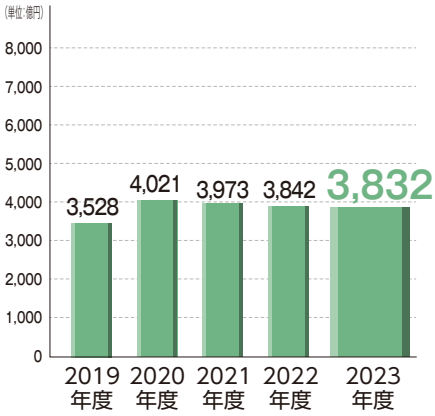

損益状況の推移

各種利益は前年度に比べ増益

業務純益は32億円、経常利益は31億円、当期純利益は22億円となり、いずれも高水準の利益を計上しました。

■ 業務純益の推移

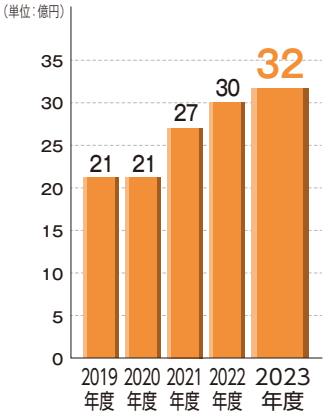

■ 経常利益の推移

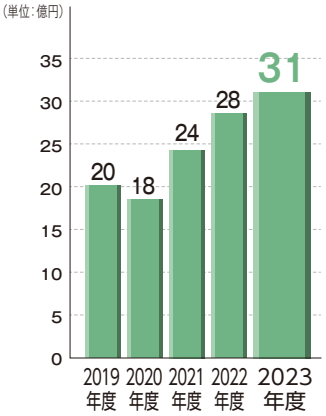

■ 当期純利益の推移

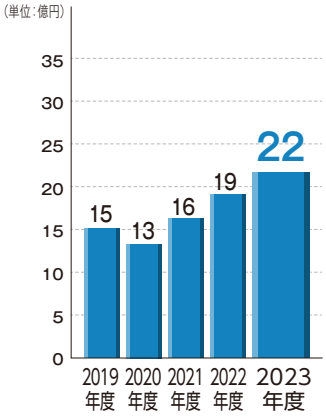

自己資本の推移

国内基準を大きく上回る健全性を確保

自己資本比率は前年度に比べ0.34ポイント上昇し12.61%となりました。
自己資本額は着実に増加して431億円となりました。

■ 自己資本比率の推移

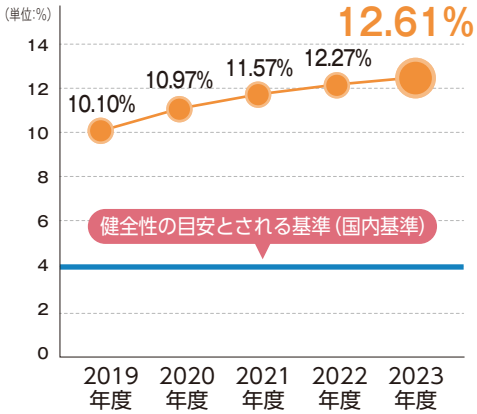

■ 自己資本額の推移

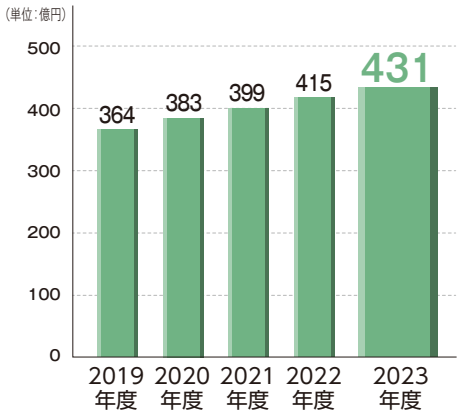

有価証券の推移

市場リスクは大幅に回避

有価証券残高は、2011 年度末の 2,316 億円をピークとして政策的に圧縮し、市場リスクを大幅に回避しております。これにより、経済的ショックが発生したとしても影響を受けにくい財務構造となっております。

2023 年度末は 19 億円の評価益となり、引き続き評価益を計上しております。

■ 有価証券残高の推移

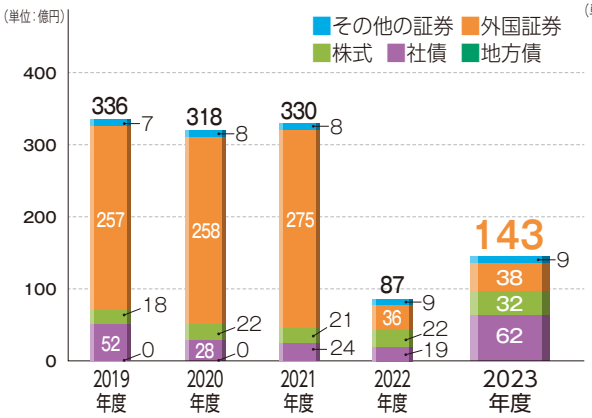

■ 評価益の推移

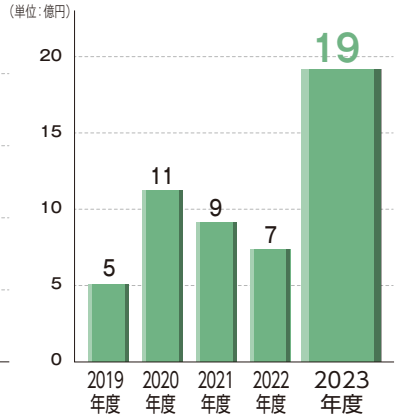

不良債権について

貸倒リスクに対しては十分な備え

2023 年度の不良債権（信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権）は、前期に比べ 2 億円減少し 173 億円となりました。

不良債権比率は 0.06 ポイント低下し 4.52％となりました。このうち、回収が確実に見込まれる担保・保証及び貸倒引当金で 160 億円を保全（保全率 92.78%）しており、貸倒リスクに対して十分な備えをしております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権は、貸出金の他、債務保証見返、外国為替、貸出金に準ずる仮払金、未収利息を含んだ債権です。

不良債権については、金庫の信用力に重大な影響を及ぼすリスクと認識し、従来から不良債権の発生防止と早期解消に取り組んでおります。当金庫は、今後も継続して円滑な資金供給に努め、貸付条件の変更等や地域経済の活性化に引き続き全力で取り組んでまいります。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

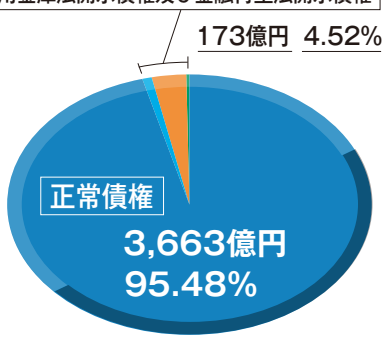

〈信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の内訳〉

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33億円
危険債権	137億円
要管理債権	1億円
三月以上延滞債権	1億円
貸出条件緩和債権	0億円

■ 金融再生法に基づく不良債権額と比率の推移

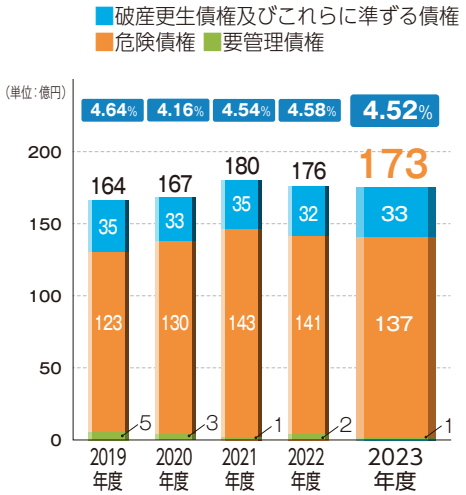

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権と特別積立金等の備えについて

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権は 173 億円ですが、この金額がすべて損失につながるものではありません。担保や保証等による回収見込額が 137 億円あり、さらに引当基準に従って 23 億円の貸倒引当金を計上しておりますので、保全されていない金額は差し引き 12 億円となります。また、これに対しましても、特別積立金等の内部留保が 305 億円ありますので、備えは十分できております。

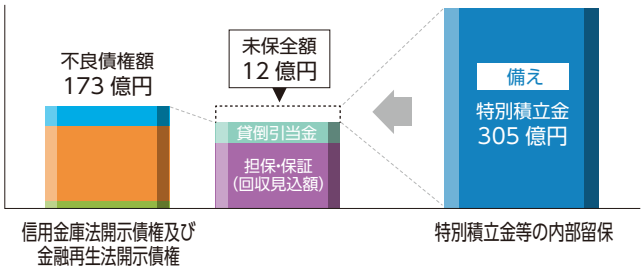

金庫概要

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

1.『お客さまにとって最善の利益』を図るよう努めます。
2. お客さまの利益が不当に害されることのないように、『利益相反の適切な管理』を徹底します。
3.『お客さまに対して、重要な情報や手数料に関しては、特段の注意を払って分かりやすい説明』をいたします。
4.『お客さまにふさわしい商品とサービスの提供』をいたします。
5.『お客さま本位の業務運営を実現』するために、当金庫の職員に対しての研修を強化いたします。

組織図

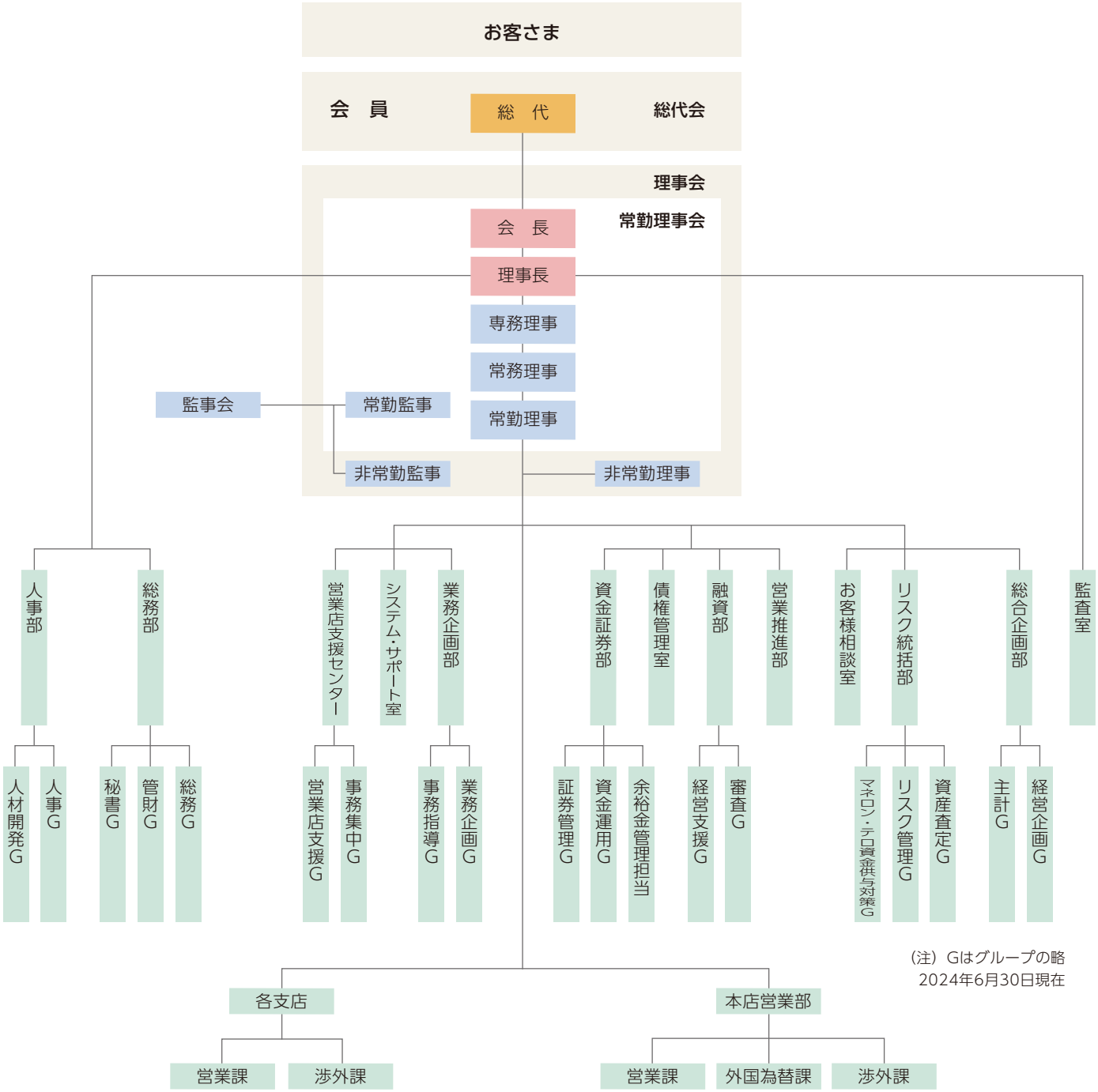

（注）Gはグループの略
2024年6月30日現在

営業地区

〈東京都〉 23 区、三鷹市、武蔵野市、西東京市、東久留米市、小金井市、調布市、小平市、国分寺市、府中市、東村山市、清瀬市、東大和市

〈埼玉県〉 新座市、朝霞市、和光市、所沢市、入間市、狭山市、志木市

あゆみ

西暦（年度）

1918
- 「内藤新宿町共済信用購買組合」設立（現・本店）

1921
- 「山ノ手信用購買利用組合」に組織・名称変更

1934
- 「共栄信用組合」設立（現・練馬支店）
- 山ノ手信用購買利用組合から「新宿信用組合」に組織・名称変更
- 「中野信用組合」設立（現・中野支店）

1951
- 新宿信用組合と中野信用組合が合併「大同信用組合」誕生
- 信用金庫法に基づき「大同信用金庫」「共栄信用金庫」に組織・名称変更

1962
- 「わかば会（ご婦人方のサークル）」設立

1964
- 内国為替取り扱い開始

1967
- 日本銀行と当座取引開始

1968
- 「現 SEC（西京経営者研究会）」設立
- 日本銀行歳入代理店認可

1976
- 事務センター開設、自営オンライン稼働

1978
- 両替商業務取り扱い開始

1979
- 融資業務オンライン化開始

1980
- 「しんきんカード（VISA）」取り扱い開始

1981
- 「しんきんネットキャッシュカード」取り扱い開始

1983
- 国債の窓口販売開始

1985
- 「自由金利型定期預金」取り扱い開始

1988
- 外国為替公認銀行認可

1990
- 都銀・地銀・第2地銀・信金・農協・労金とのCD オンライン提携開始

1991
- 1992 年 2 月 3 日、大同信用金庫と共栄信用金庫が合併「西京信用金庫」誕生

1993
- 営業地区拡張認可（埼玉県入間市・狭山市・志木市）

1996
- 武蔵野信用金庫 3 店舗の事業譲受

1998
- 全店で米ドル通貨両替取り扱い開始
- 第 17 回信用金庫 PR コンクールで「最優秀賞」受賞
- 郵便貯金との自動機（ATM）相互提携実施

1999
- 外貨両替オンラインシステム稼働
- デビットカードサービスの取り扱い開始

2000
- 西京テレホンバンキングサービスの取り扱い開始
- しんきんゼロネットサービスの取り扱い開始

2001
- 保険窓口販売業務の開始

2002
- 定期性預金 ペイオフ解禁
- 都民信用組合 1 店舗の事業譲受
- 東京食品信用組合 2 店舗の事業譲受
- 個人向け国債窓口販売の取り扱い開始

2003
- アイワイバンク銀行（セブンイレブン等）との ATM 提携

2004
- オンラインシステムを信金東京共同事務センターに移行
- 決済用普通預金を導入

2005
- 「インターネットバンキングサービス」 開始

2006
- 自動体外式除細動器「AED」を全店舗（出張所を除く）に配置
- 「IC キャッシュカード」取り扱い開始

2007
- 助聴器・筆談器・杖ホルダーを全店舗（出張所を除く）に配置

2008
- 「西京経営塾」発足

2009
- クレジットカード会社等との ATM 返済業務提携

2011
- 預金・融資等の勘定系オンラインシステムを新システムへ移行
- 東日本大震災復興支援預金の一定割合に相当する 1 千万円を義援金として寄付

2012
- 「経営革新等支援機関」認定（経済産業省）
- 「でんさいネット」サービス取り扱い開始

2013
- 「夏休み思い出体験ツアー」開始
- 「街づくり・防災プラザ」開設
- 「西京・新宿城西地域プラットフォーム」設立
- 「西京経営者戦略協議会（NSEC）」発足
- 「業績報告会＆地域ふれあいコンサート」開始
- 「耐震・防災セミナー」開始

2014
- 東京都と連携した政策特別融資西京防災融資「そなえ」発売
- オリジナル商品「防災定期預金」発売
- 「防災説明会」開始
- 東京都と連携した「女性・若者・シニア創業サポート事業」の取り扱い開始
- 当金庫年金受給者限定「日帰り旅行」 開始
- 「サイの京子ちゃん」さいきょうオリジナルキャラクター誕生

2015
- 「不動産無料個別相談会」「創業スクール」「経営個別相談会」 開始
- 「さいきょう寄席」「年金受給者限定ミニコンサート」開始
- 第 35 回信用金庫 PR コンクールによるメディアミックス部門「優秀賞」を受賞

2016
- 「西京信用金庫女性の会なでしこ（SLAD）」発足
- 「さいきょう相続セミナー」「事業承継セミナー」 開始
- 上井草支店新築オープン

2017
- BCAO（事業継続推進機構）による防災部門「企業防災賞」を受賞
- 杉並区・練馬区と「空家等対策に関する協定」を締結
- 江古田支店・西新宿支店新築オープン
- 海外視察団に対する「防災説明会」開始

2018
- 第 21 回信用金庫社会貢献賞「Face to Face 賞」受賞
- 西京信用金庫創立 100 周年
- 全店舗改装・全 ATM 入れ替え完了

2019
- TKC 東京都心会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」の締結
- お孫さんと一緒 「西京グランドチルドレンファミリーコンサート」開催
- 「新型コロナウイルス対策取引先支援緊急融資」取り扱い開始

2020
- ゴールデンウィーク中に「コロナ関連緊急融資相談会」開催【開催店舗】本店・大泉支店・大山支店・上井草支店・練馬支店
- 新宿区（新宿区しんきん協議会より）、中野区、練馬区の各区長を通じて、医療従事者の方々へ医療用防護服を寄贈
- 出資証券の不発行化開始
- 原宿支店オープン
- 当金庫 HP 全面リニューアル

2021
- 東中野支店移転オープン
- 八重洲口営業部オープン、同日、銀座支店が八重洲口営業部内に移転（店舗内店舗）
- SDGs の取り組みとして営業店窓口にて防災備蓄品（生理用品、緊急簡易トイレ、ウエットティッシュ、非常食）の配布を開始

2022
- 新営業店支援センターが稼働開始
- 氷川台支店が新築オープン
- 「西京くだものの日」を開始

2023
（1 年のあゆみ）10 ページをご参照ください。

総代会

総代会制度とは

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を尊重し、経営に反映させる協同組織の金融機関です。会員お一人が一票の議決権を持ち、総会を通じて信用金庫の経営に参加することになります。しかし、信用金庫は会員数が大変多いため「総会」に代えて「総代会」を採用することが、信用金庫法第 49 条 1 項で認められております。当金庫は、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、「総会」に代えて「総代会」制度を採用しております。この総代会は、決算に関する事項、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。そのため、「総代会」は「総会」と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代によって運営されております。

また、当金庫では、「総代会」に限定することなく日頃の事業活動を通じて、総代や会員、お客さまとのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会制度の仕組み

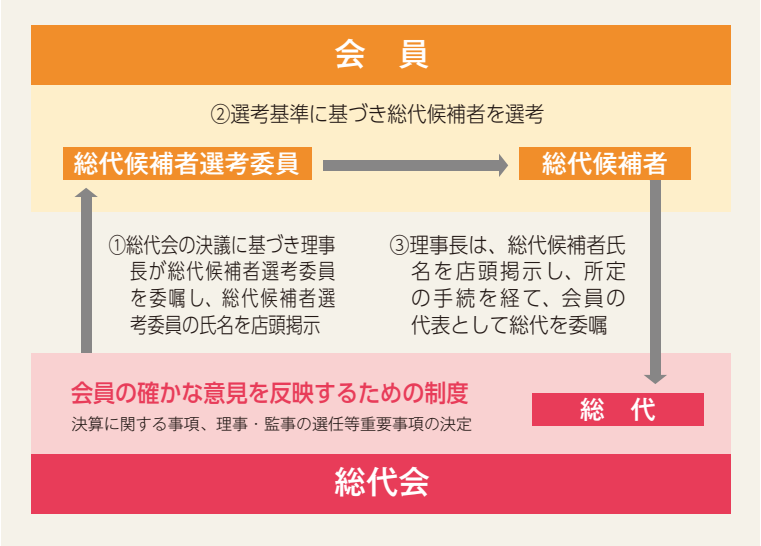

総代とその選任方法

(1)総代の任期・定数
　任期：3 年
　定数：120 人以上 150 人以内

(2)総代の選任方法
　総代は会員の代表として、会員の意見を金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。そこで当金庫では、総代の選任方法について信用金庫法及び定款並びに総代選任規程の定めるところにより、次の手順にて選任しております。(右図「総代が選任されるまでの手続」参照)
　①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
　②総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
　③総代候補者を会員が信任する (異議があれば申し立てる)。

総代候補者の選考基準

(1)総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
(2)総代候補者の選考基準は次のとおりとする。
　①総代としてふさわしい見解を有している者
　②良識をもって正しい判断ができる者
　③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
　④その他総代候補者選考委員が適格と認めた者

総代が選任されるまでの手続

(2024 年 6 月 30 日現在)

地区を 8 区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定める。

① 総代候補者選考委員の選任

1. 総代会の決議により、選任区域ごとに会員のうちから総代候補者選考委員を委嘱
2. 総代候補者選考委員の氏名を店頭に掲示

② 総代候補者の選考

1. 総代候補者選考委員が総代候補者を選考
2. 理事長に報告
3. 総代候補者の氏名を、1 週間店頭に掲示
4. 掲示した旨をホームページで公告

異議申出期間（公告後 2 週間以内）

③ 総代の選任

- 会員から異議がない場合または選任区域の会員数の 3 分の 1 未満の会員から異議の申出があった総代候補者
- 選任区域の会員数の 3 分の 1 以上の会員から異議の申出があった総代候補者
  - 異議のあった総代候補者が選任区域の総代定数の 2 分の 1 以上
  - 異議のあった総代候補者が選任区域の総代定数の 2 分の 1 未満
  - (a、b いずれか選択)
    - a. 他の総代候補者を選考（氏名を店頭に掲示）
    - b. 再選考を行わず欠員
- 理事長は、選任された候補者に総代を委嘱
- 総代の氏名を店頭に掲示

第 75 回通常総代会の議事内容

2024 年 6 月 13 日第 75 回通常総代会を西京信用金庫本店 7 階集会室において開催、次の事項につきいずれも原案通り承認可決されました。

1. 報告事項

第 107 期 (2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで) 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2. 決議事項

第 1 号議案　剰余金処分案承認の件 …… 原案通り承認可決されました。
第 2 号議案　退任理事に対し退職慰労金贈呈の件 …… 原案通り承認可決されました。
第 3 号議案　総代候補者選考委員 2 名選任の件 …… 原案通り承認可決されました。
第 4 号議案　定款第 15 条に基づく会員除名の件 …… 原案通り承認可決されました。

総代の氏名（任期：2022 年 11 月 16 日～ 2025 年 11 月 15 日）

各選任区域の総代数（118 名）および氏名・就任回数（〇印数字）は以下のとおりです。
※就任回数については、金庫合併時（1992 年 2 月 3 日）を第 1 回としております。

第 1 区（総代 10 名）　選任区域：新宿区

甘利　孝浩②　長田千賀男①　喜多　崇介④　木村　達央⑧　永井　護①　丹羽　寿成③　早川　浩司①
藤井　俊明⑪　柳内　清高③　山田　歌子⑦

第 2 区（総代 32 名）　選任区域：練馬区

荒木　幸夫⑤　有山　安友⑥　石川　雅敏①　石塚　健一⑤　市川金次郎⑪　内田　鉄夫⑤　柄本　廣央②
大沢　貞夫⑪　大沢　幸雄⑤　加登　郁子①　加藤　富一②　菊池　雄一②　小林　絢子⑦　小宮　秀一③
清水　利明②　末村　純一⑨　鈴木　弘一⑪　醍醐　勝弥⑨　髙橋　和夫②　髙橋　利充⑤　多胡　進⑧
田中　秀明⑥　田中　正治⑥　永島　光男⑤　根上　幸枝⑦　福下　健一②　町田　勇③　松井　美子⑦
本橋　正⑤　本橋　敏昭③　山賀　博通②　山下公身子②

第 3 区（総代 21 名）　選任区域：中野区

宇佐見道夫③　大竹　延幸③　川村　洋治⑧　窪寺　弘昭①　髙野　允雄⑤　佐藤　治夫⑤　篠　清彦②
島崎　克巳①　神宮幸四郎②　竹内由利江⑦　中田　昌之⑪　南波　秀明①　早舩　角雄④　樋口　和正①
深澤　聖一①　深澤　正樹③　福山　温夫⑤　細野　政和⑩　眞壁　惠龍⑤　松本　仁志③　吉成　武男⑥

第 4 区（総代 6 名）　選任区域：台東区、荒川区、足立区、文京区、豊島区

浦野　雄司②　海老原　孝⑧　大谷　利勝①　佐藤　明弘⑤　澤登　太平⑪　増原　康彦①

第 5 区（総代 13 名）　選任区域：杉並区、調布市、三鷹市、府中市、国分寺市、小金井市、武蔵野市

青木　忠勝⑩　井口　清三①　大髙　一義①　加藤　光則①　今野　英治②　鈴木　晶博⑤　髙野吉太郎⑥
竹下　淳雄②　鳥居　利行①　野村　浩司②　平澤　精一①　平田くみ子⑦　目時　忠司②

第 6 区（総代 15 名）　選任区域：板橋区、北区、和光市、朝霞市、志木市

内田　照男⑤　榎本　仁⑤　追川　惠二⑥　小原　貢久⑤　川見　治子⑤　小泉　隆司⑧　小原　清光④
駒形　徳重②　櫻井　淳一⑥　當麻　靜妤⑦　本多　清司⑧　松澤あい子②　宮嶋　太稠⑪　森戸　敏行⑤
山口　和男②

第 7 区（総代 9 名）　選任区域：渋谷区、大田区、品川区、目黒区、世田谷区、江東区、墨田区、港区、千代田区、中央区、江戸川区、葛飾区

上條　政光②　酒井　雅康⑦　佐久間信之③　髙木　康政②　生井　輝子②　肥田野明光①　古橋　良宣⑨
盛谷　安春⑤　横森　英俊⑤

第 8 区（総代 12 名）　選任区域：西東京市、小平市、清瀬市、東大和市、東村山市、東久留米市、新座市、所沢市、入間市、狭山市

浅海　隆②　池田　秀昭⑧　岩﨑　悟④　岩崎　充利②　小幡　哲夫⑤　片岡　博久⑥　古庄　八郎②
小林　茂男④　清水　尚典⑨　田巻　隆平③　貫井　勝義④　原川　裕明①

(職業別) ■法人・法人代表者…82.2%　■個人事業主…12.7%　■個人…5.1%　合計 100%
(年代別) ■80 代以上…28.0%　■70 代…33.0%　■60 代…33.0%　■50 代…6.0%　合計 100%
(業種別) ■不動産業…23.7%　■卸・小売業…26.3%　■サービス業…8.5%　■製造業…13.5%　■その他…28.0%　合計 100%　（2024 年 6 月 30 日現在　敬称略 50 音順）

主な業務・サービスのご案内

主な業務・サービスのご案内

預金業務

お客さまの資産形成や生活設計にあわせた預金商品等をお取り扱いしております。

- 当座預金
- 普通預金
- 決済用普通預金
- 貯蓄預金
- 通知預金
- 納税準備預金
- 定期預金
- 定期積金　等

融資業務

事業を営むお客さまや、地域にお住まいのお客さまのニーズにあわせた融資商品を取り揃えております。

事業者向け	個人向け
● 手形割引	● 住宅ローン
● 手形貸付	● 教育ローン
● 証書貸付　等	● カーライフプラン　等

保険の窓口販売業務

お客さまの幅広いニーズにお応えするため、各種保険商品をお取り扱いしております。

- 医療保険
- 標準傷害保険（天災付）
- がん保険
- しんきんグッドすまいる（住宅ローン等関連の長期火災保険）
- しんきんグッドサポート（住宅ローン等関連の債務返済支援保険）

相談業務

年金受給、各種ローンのご相談をご希望されるお客さまに、ごゆっくりとご相談いただけるよう各種相談会を開催しております。

- 休日ローン相談会
- 年金相談会

主なサービス

お客さまが当金庫を便利にご利用いただけるよう、きめ細かなサービスを取り揃えております。

- 代金取立
- 年金自動受取
- 公共料金等自動支払
- 給与振込
- 配当金自動受取
- 貸金庫　等

企業再生・支援

事業を営むお客さまの課題解決等のお手伝いや販路拡大等の支援として、各種セミナーの開催や、外部機関と連携し経営相談のために専門家を派遣したりするなどお役に立てる金庫を目指しております。

公共債の窓口販売業務

個人向け国債及び各自治体の発行するミニ公募債のお取り扱いをしております。

内国為替業務

全国各地の金融機関への送金、振込、手形・小切手の代金取立などを迅速かつ安全にお取り扱いしております。

また、自宅や会社からお振込ができるインターネットバンキングなどもご利用いただけます。

外国為替業務

輸入、輸出に関わる為替決済、輸入代金や生活費等の外国送金などのお取り扱いをしております。また、原宿支店を除く店舗で米ドルの現金がお求めになれます。

代理業務

【代理貸付業務】

- 信金中央金庫
- 株式会社日本政策金融公庫
- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 独立行政法人福祉医療機構

【国庫金等の収納業務】

- 日本銀行歳入代理店業務
- 地方公共団体公金取扱業務

電子記録債権サービス（通称「でんさいネット」）

電子記録債権法に基づく金銭債権の決済サービスです。「でんさいネット」の記録原簿に電子記録することで、でんさいの発生（手形でいう振出）や譲渡（手形でいう裏書）等ができます。「でんさいネット」は、全国どこでも同じサービスを受けられる社会インフラです。

おすすめ商品のご案内

※上記パンフレットに記載された金利は、現状の金利と相違する場合がございます。　2024年6月30日現在

内部管理基本方針

内部管理基本方針

当金庫は、金庫業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号及び同法施行規則第 23 条の規定に基づき、次のとおり「内部管理基本方針」を定め、組織全体に周知させております。

内部管理基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
   (ⅰ) 当金庫の子法人等の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者（(ⅲ) 及び (ⅳ) において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
   (ⅱ) 当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   (ⅲ) 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   (ⅳ) 当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
   (ⅰ) 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
   (ⅱ) 当金庫の子法人等の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該金庫の監事に報告をするための体制
9. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス体制

コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

当金庫は、金融業務を通じてお客さまからの信頼を得て、豊かな地域社会の実現に貢献するために、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最も重要な柱と考え、「西京信用金庫行動綱領」を制定し、コンプライアンスの徹底に努めております。

コンプライアンスへの対応

信用金庫は、金融業務の健全かつ適切な運営を行い、地域の皆さまや社会から信頼を確保し、地域社会の発展に資するため、「社会的使命」と「公共性」が求められております。このような地域社会の要請や、地域の皆さまの信頼に応えるためには、法令や社会の各種ルール等を厳正に遵守すること、すなわちコンプライアンスの徹底が不可欠です。

そのため、当金庫では、コンプライアンス委員会において、重要事項について定期的に審議しております。本部各部室及び各営業店にはコンプライアンス・リスク担当を配置し、日常業務におけるコンプライアンス実施状況を把握し、管理すると共に、定期的にコンプライアンス・リスク担当会議を開催して情報の共有や周知を図る態勢としております。

全職員に対しては、金庫職員倫理及び職務遂行上遵守すべき各種法令等の周知徹底を図るための手引きとして制定した「西京信用金庫コンプライアンス・マニュアル」を配付し、コンプライアンスの浸透を図っています。

コンプライアンスの統括部署であるリスク統括部では、「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、年間を通じてコンプライアンスの実現に向けた諸施策を実施しております。進捗状況や実施結果については、リスク統括部が取りまとめた上、有効に機能するよう指導を行っております。

顧客保護等管理体制

金融犯罪への取り組み

当金庫では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」等の金融犯罪の未然防止や「反社会的勢力」との関係遮断に向けた態勢の強化を内部管理態勢の重要課題として掲げ、お客さまに安心してご利用いただけるよう、「特殊詐欺」や「偽造・盗難カード」などの被害防止に向けてさまざまな対応を行っております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）への取り組み

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等（信用金庫、銀行、生命保険会社、損害保険会社、証券会社、貸金業者、資金決済業者、仮想通貨交換業者など）を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為を指します。その手口や犯罪情勢は絶えず変化し、近年ではより複雑・巧妙なものとなりつつあり、その防止には国際的な協力が強く要請されております。

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止を経営の最重要課題の一つと捉え、2018 年 10 月に AML/CFT 作業部会を立ち上げ、不断の検証と高度化に努めるとともに、関係省庁等と密接に情報交換・連携を図りつつ、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を構築することを基本方針としております。

その一環として、金融庁が策定・公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、2021 年 4 月 1 日より、すでにお取引をいただいている個人・個人事業主・法人・団体のお客さまに対して、最新のお客さま情報（ご職業、事業内容、お取引目的、株主情報等）の定期的な確認を行っております。これは口座名義人本人が預金口座を利用していること（第三者に不正利用されていないこと）の確認を目的としており、普通預金口座の譲渡や詐欺による第三者不正利用の検知、また不審取引やそれに伴う被害発生時の連絡等に備えるものとなります。

つきましては、お客さま情報の定期的な確認について、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

組織図

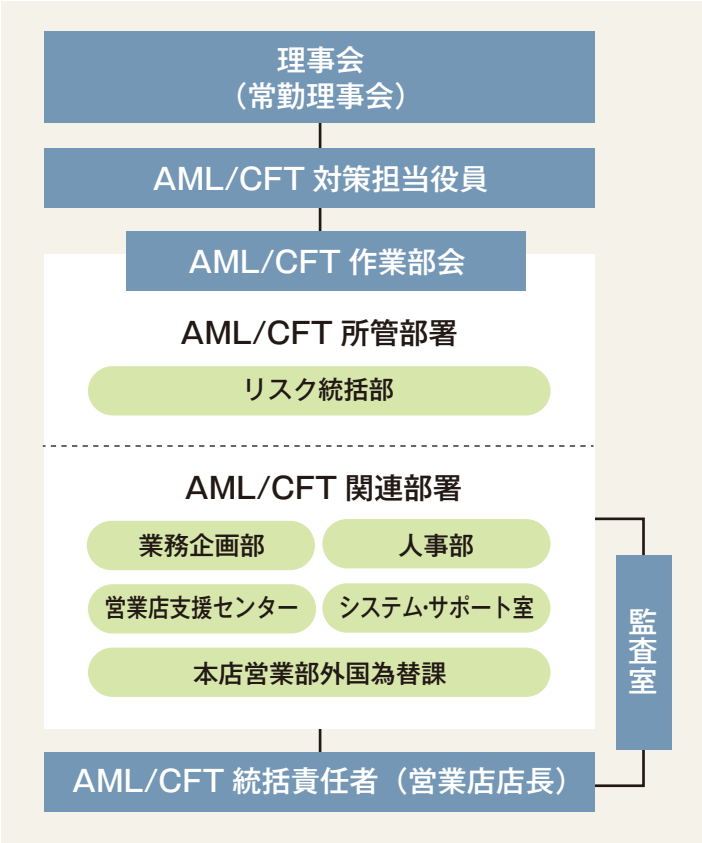

振り込め詐欺などの特殊詐欺への対応

- 当金庫の口座が詐欺被害の不正利用口座とならないよう、新規口座の開設時には取引時確認を厳正に行っております。2016 年 10 月 1 日から「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の改正により、取引時確認の対象となる取引が新たに追加され、本人確認についても書類の変更により厳格な確認が求められております。また、既に開設されている口座が売買等により譲渡されて、不正利用されていないか口座の点検を実施し「疑わしい口座」と判断された場合には「再度の本人確認」や「口座利用停止」等を行っております。
- 携帯電話を使用しながら ATM を操作する等の不審な行動が見られる場合には、お客さまに「声掛け」を行って確認させていただいております。また、店頭窓口でもお客さまへの「声掛け」を実施して警察との連携を密にしながら「振り込め詐欺」など特殊詐欺の未然防止に努めており、詐欺被害を未然に防いだことより警視庁から感謝状を授与されております。
- 当金庫では、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害防止対策として、「預金小切手」「口座振込」のご利用をお勧めする対応策を実施しております。お客さまの大切な金融資産を守るため、ご高齢のお客さまが、窓口で高額の現金のお引き出しを希望される場合には、お使いみちを確認させていただくほか、「預金小切手」「口座振込」のご利用をお願いしております。なお、現金でお持ち帰りいただく場合には、警察からの指導により警察官の臨場を求めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

- 70 歳以上、かつ過去 3 年以上 ATM による現金のお引き出し、お振込みをされていないお客さまにつきましては、キャッシュカードによる出金限度額制限（10 万円）、お振込み制限（利用制限 0 円）を実施させていただいております。また、75 歳以上、かつ過去 1 年間に提携金融機関 ATM（他行・他金庫・コンビニ）での当金庫キャッシュカードによる現金の引き出しがないお客さまにつきましては、提携金融機関 ATM（他行・他金庫・コンビニ）において、当金庫キャッシュカードによる 1 日あたりの出金限度額制限（10 万円）を実施させていただいております。
- 「振り込め詐欺」などの特殊詐欺の犯罪により金融機関の不正利用口座に振り込まれ、不正利用口座に残っている被害金につきましては、被害に遭われた方に裁判手続きを行わず返還出来るよう「犯罪利用口座に係る被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）」が 2008 年 6 月 21 日に施行されており、当金庫では同法に基づく返還手続きを迅速に行っております。

偽造・盗難カードへの対応

◆暗証番号について

当金庫では「生年月日」「電話番号」など、他人に推測されやすい番号は、暗証番号として登録不能としております。既にご利用のお客さまには、ATM へのステッカー貼付や当金庫 ATM 利用時の画面表示による注意喚起を行うとともに、当金庫のカードをご利用のお客さまには、当金庫 ATM にてお客さまご自身で暗証番号の変更が出来るようにしております。

◆被害への対策

○お客さまのご預金を不正引出被害から守るため、ATM からの 1 日の引き出し限度額を 50 万円とさせていただいております。但し、お客さまからの店頭窓口へのお申し出により、1 日 200 万円を限度として 1 万円単位でご自由に引き出し限度額の変更が出来ます。
○当金庫のキャッシュカードは、より偽造が困難な IC カードでの作成も行っております。
○ATM での覗き見防止用「つい立て」の設置、並びに後方確認用に ATM 本体上部を鏡面仕様にしております。

▲ つい立て

▲ 後方確認ミラー

反社会的勢力への対応

当金庫は、金融機関として公共性を自覚し経営の健全性の維持向上に努めるため、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断に向け、基本方針を定めて厳格に取り組んでおります。また、政府より 2007 年 6 月に公表されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、さらに取り組みを強化しております。

取り組み強化の一環として、2009 年 12 月より信用金庫取引約定書などのご融資関係の契約書に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（「暴力団排除条項」）を導入したことを始め、2010 年 4 月より当座預金や普通預金などの預金規定などに、2011 年 5 月からは定期性預金規定などにも暴力団排除条項を導入しております。さらに 2011 年 8 月には、暴力団等の反社会的勢力が元暴力団や暴力団等の共生者を利用している実態を踏まえ、これらの者に対しても適切かつ有効に対処できるよう当座勘定規定の改訂を行っております。また、定款にも暴力団排除条項を盛り込み、会員資格の排除を徹底しました。

この暴力団排除条項の導入に伴い、新たにお取引をお申込みいただく場合などには、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いすることとしております。また、2014 年 9 月に新「反社会的勢力等検索システム」を導入し反社会的勢力の排除に向けた取り組みを強化しております。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 反社会的な活動や勢力との関係を持たない。
2. 反社会的な勢力からの不当な要求に妥協しない。
3. 反社会的な勢力との取引には応じない。

※ 暴力団排除条項とは、預金者や貸金庫の借主または融資契約の本人や保証人が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合には、当金庫の判断により取引の停止や解約または債務の一括返済を求めることを定めた条項です。

個人情報保護への取り組み

2005年「個人情報保護法」が施行され、個人情報は慎重かつ厳正な取り扱いが義務付けられました。また、2016年1月からは「マイナンバー制度」が開始され、マイナンバーを含んだ個人情報は特定個人情報とされ、より一層厳格な取り扱いが義務付けられました。

特に金融機関は、コンピュータ管理された多くの個人情報を保有しており、万が一これらの情報が流出することになれば、お客さまに多大なご迷惑をお掛けすることになります。

当金庫では、かかることのなきよう関係法令等を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を策定し、公表しております。また、関連規程を定めるほか、職員に対して内部教育の実施、個人情報の取り扱いに関する外部資格の取得促進など、お客さまの個人情報の安全管理に万全を期すよう保護管理態勢の一層の向上に向けて取り組んでおります。

金融 ADR 制度への対応（苦情処理措置・紛争解決措置の概要）

金融商品の多様化・複雑化によるトラブルが増加し、そのトラブルを訴訟によって解決するには、費用や時間など当事者間に大きな負担がかかります。このような費用面、時間面などの大きな負担をかけずにトラブルを解決する制度が「金融 ADR 制度」です。

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規程を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情等は、当金庫営業日（午前9時～午後5時）に各営業店（電話番号は46ページを参照）またはお客様相談室（午前9時～午後5時、電話：0120-131-811）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話： 03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室にお尋ねください。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、金融商品を勧めるにあたり、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報を提供すると共に商品内容やリスク内容について適正な説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入につきましては、お客様ご自身の判断によりお決めいただきます。その際に、お客様に適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明を行います。なお、ご了解いただいた証として確認書類に署名捺印をいただく場合もございます。
3. 当金庫は、誠実・適切な勧誘・販売を心掛け、お客様に断定的判断の提供や事実と異なる説明、誤解を招く説明をすることのないよう、常に役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫の勧誘の時間帯は、店舗内におきましては所定の営業時間内とし、電話や訪問による勧誘の場合はお客様にとってご迷惑となる時間帯や場所での勧誘は行いません。但し、お客様から時間の指定があった時には、この限りではありません。

※ 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

リスク管理体制

リスク管理体制

金融機関が行う業務の多様化、高度化に伴い、金融機関が抱えるリスクも複雑かつ多様化しております。当金庫では、リスクを適切に管理するため「リスク管理の基本方針」を定め、各種リスクを具体的に認識した上で可能な限り統一的な尺度で計量化・統合し、自己資本と対比しながら自己資本の充実度を検証し、経営の健全性と適切な収益が確保されるよう「統合的なリスク管理」を実施しております。なお、2014 年度より、リスク管理を担当する理事を配置しております。

■ 統合的リスク管理体制図

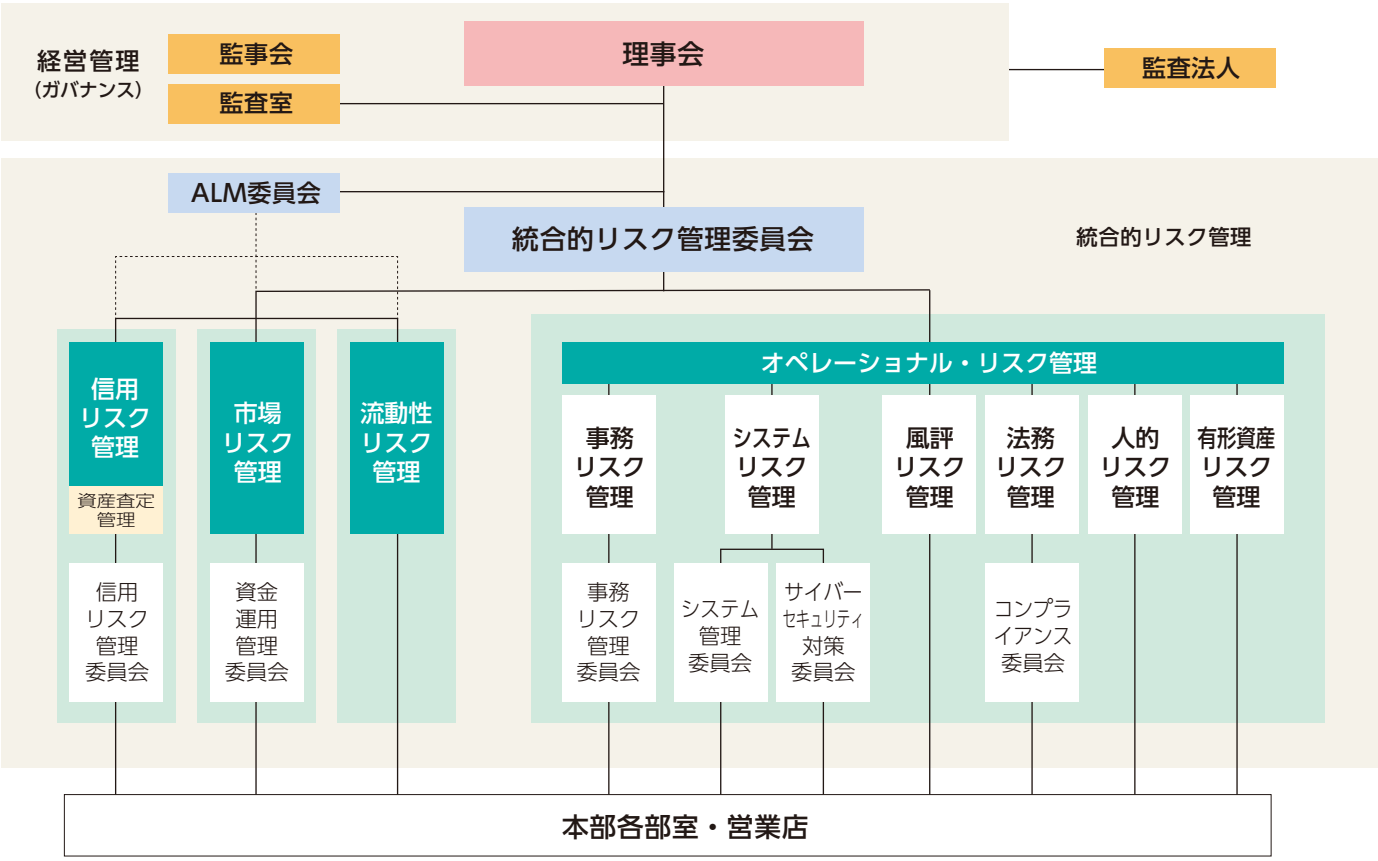

統合的リスク管理の状況

信用リスク、市場リスクなどの様々なリスクについて、出来る限り統一的な尺度で測定したリスク量を合算し、統合的なリスク量を算出しております。このリスク量を自己資本と対比することにより統合的リスク管理を行っております。

2024 年 3 月末の統合的リスク量は 54 億 87 百万円となっておりますが、これに対し自己資本額は 431 億 95 百万円であり十分な自己資本を保有しております。

また、リスク量に対し自己資本比率 6%（国内基準の自己資本比率は 4%）を確保できる額の 205 億円をリスク限度枠として設定し、リスク量が限度枠を超過しないよう定期的に検証しております。

■ 統合的リスク量（2024 年 3 月末）

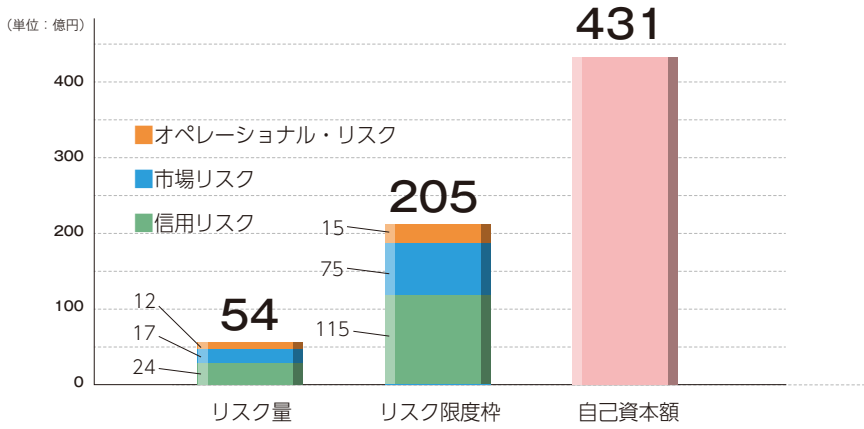

各種リスクへの対応

信用リスク

信用リスクとは、「貸出金など信用を供与した企業等の財務状況が悪化したことなどにより、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク」のことです。信用リスクについては、業務推進部門と明確に分離した審査部門が厳格な貸出金審査を行っております。特に大口貸出金については、与信額に応じて審査会・常勤理事会等の合議制による審査を行っており、相互牽制に基づき信用リスクの管理に努めております。また、資産査定部門による査定を実施し、金庫が保有する資産（貸出金等）を個別に検討して、回収の危険性の度合いに従い区分・分類し、その結果に基づいて適正な償却・引当を行い、資産の健全性の確保に努めております。2007 年 10 月からは「信用格付・自己査定システム」を導入し、信用格付と一体化した自己査定に取り組んでおります。

市場リスク

市場リスクとは、「金利、為替、株価等の変動により、資産・負債の価値や資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」のことです。

市場リスクについては、市場リスクを統計的手法で測定するバリュー・アット・リスク（VaR）法を採り入れ、ALM（資産・負債の総合管理）委員会等において調達・運用・収益管理や運用資産のリスク分析及びリスク対策を実施し、安定的な収益確保に努めております。また VaR 法では算出されない異常時の損失額の算定も、別途ストレステストの実施により行っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、「財務内容の悪化等により必要な資金の確保が困難となったり、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱等により市場で取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク」のことです。

財務内容の健全性を示す指標である自己資本比率（2023 年度 12.61%）の維持・向上に努める一方で、主な資金調達となる預金についても、特定先や大口に集中することなく多数のお客さまから安定的に吸収するよう努めております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、「金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象により損失を被るリスク」のことです。オペレーショナル・リスクについては、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを管理対象とし、「オペレーショナル・リスク管理方針」「同管理規程」を定めるとともに、対象とした各種リスクそれぞれの基本方針や関連規程に基づいて適切な管理を実施しております。

事務リスク

事務リスクとは、「役職員が正確な事務を怠ったり、事故・不正等を起こしたりすることで損失を被るリスク」のことです。

法務リスク

法務リスクとは、「金庫が行う内部規程の制定や契約書の締結等における法的な検討が不十分であったり、お客さまとの取引において法令等に違反する行為を行うことにより金庫が法的責任を問われるリスク」のことです。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、「地震・火災・風水害等の自然災害や犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、金庫が建物や各種設備の毀損・損害等の損失を被るリスク」のことです。

システムリスク

システムリスクとは、「コンピュータシステムの障害（サイバー攻撃を含む）や誤作動等、システムの不備または不正使用により金庫が損失を被るリスク」のことです。

人的リスク

人的リスクとは、「人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、差別的行為（セクシュアル・ハラスメント等）、保健衛生管理不足等により金庫が損失を被るリスク」のことです。

風評リスク

風評リスクとは、「根拠のない風評（噂）や誤った情報等により金庫の経営体力やサービスに対する顧客の信頼低下が広く伝播し、金庫が損失を被るリスク」のことです。

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科　目	2022年度	2023年度
(資産の部)		
現金	**5,515**	**5,314**
預け金	**339,539**	**305,169**
コールローン	**21,000**	**14,000**
有価証券	**8,769**	**14,398**
国債	—	—
地方債	—	—
社債	1,907	6,285
株式	2,253	3,276
その他の証券	4,608	4,836
貸出金	**384,247**	**383,213**
割引手形	866	1,547
手形貸付	24,518	28,695
証書貸付	357,044	351,280
当座貸越	1,816	1,690
外国為替	**7**	**8**
外国他店預け	7	8
その他資産	**5,321**	**5,955**
未決済為替貸	221	426
信金中金出資金	3,095	4,045
前払費用	35	35
未収収益	986	603
金融派生商品(資産)	3	3
その他の資産	979	841
有形固定資産	**12,748**	**12,777**
建物	4,071	3,948
土地	8,221	8,221
建設仮勘定	—	156
その他の有形固定資産	454	451
無形固定資産	**285**	**283**
ソフトウェア	5	3
その他の無形固定資産	280	280
前払年金費用	—	**370**
繰延税金資産	**816**	**462**
債務保証見返	**347**	**301**
貸倒引当金	**△ 3,675**	**△3,449**
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,476)	(△2,353)
資産の部合計	**774,923**	**738,807**

科　目	2022年度	2023年度
(負債の部)		
預金積金	**713,808**	**676,313**
当座預金	10,748	11,300
普通預金	291,334	295,190
貯蓄預金	1,969	1,780
通知預金	613	548
定期預金	393,105	353,105
定期積金	12,534	10,740
その他の預金	3,501	3,647
借用金	**10,883**	**8,822**
借入金	10,883	8,822
その他負債	**1,976**	**2,094**
未決済為替借	250	357
未払費用	271	253
給付補填備金	9	3
未払法人税等	757	818
前受収益	262	292
払戻未済金	13	9
職員預り金	35	27
金融派生商品(負債)	1	1
資産除去債務	52	52
その他の負債	319	277
賞与引当金	**142**	**144**
退職給付引当金	**1,076**	**1,332**
役員退職慰労引当金	**378**	**349**
睡眠預金払戻損失引当金	**122**	**187**
偶発損失引当金	**183**	**165**
再評価に係る繰延税金負債	**1,531**	**1,531**
債務保証	**347**	**301**
負債の部合計	**730,450**	**691,243**
(純資産の部)		
出資金	**2,546**	**2,530**
普通出資金	2,546	2,530
利益剰余金	**37,881**	**40,095**
利益準備金	2,560	2,546
その他利益剰余金	35,320	37,548
特別積立金	29,500	30,500
当期未処分剰余金	5,820	7,048
処分未済持分	**△3**	**△ 4**
会員勘定合計	**40,424**	**42,621**
その他有価証券評価差額金	**507**	**1,401**
土地再評価差額金	**3,540**	**3,540**
評価・換算差額等合計	**4,048**	**4,942**
純資産の部合計	**44,473**	**47,564**
負債及び純資産の部合計	**774,923**	**738,807**

損益計算書

(単位:千円)

科　目	2022年度	2023年度
経常収益	**8,286,471**	**8,571,612**
資金運用収益	**7,539,140**	**7,739,067**
貸出金利息	6,745,736	6,719,920
預け金利息	375,948	749,813
コールローン利息	51,173	55,592
有価証券利息配当金	288,375	135,763
その他の受入利息	77,906	77,978
役務取引等収益	**657,200**	**681,622**
受入為替手数料	290,836	289,504
その他の役務収益	366,364	392,117
その他業務収益	**26,166**	**27,643**
外国為替売買益	5,787	9,237
国債等債券売却益	635	470
その他の業務収益	19,743	17,935
その他経常収益	**63,963**	**123,279**
貸倒引当金戻入益	—	88,038
償却債権取立益	59,423	14,327
その他の経常収益	4,539	20,913
経常費用	**5,473,492**	**5,433,768**
資金調達費用	**197,489**	**172,448**
預金利息	159,353	142,151
給付補填備金繰入額	3,633	1,205
借用金利息	34,303	28,924
その他の支払利息	198	166
役務取引等費用	**266,029**	**259,232**
支払為替手数料	79,387	79,196
その他の役務費用	186,641	180,035

科　目	2022年度	2023年度
その他業務費用	**6,117**	**6,022**
その他の業務費用	6,117	6,022
経費	**4,719,441**	**4,782,779**
人件費	2,576,829	2,558,557
物件費	1,894,919	1,927,561
税金	247,692	296,660
その他経常費用	**284,414**	**213,286**
貸倒引当金繰入額	54,971	—
貸出金償却	55,438	1,136
その他資産償却	1,537	19,810
その他の経常費用	172,467	192,340
経常利益	**2,812,979**	**3,137,843**
特別利益	**—**	**—**
特別損失	**85,950**	**17,989**
固定資産処分損	4,944	17,876
減損損失	81,005	113
税引前当期純利益	**2,727,029**	**3,119,854**
法人税、住民税及び事業税	**782,534**	844,487
法人税等調整額	**23,000**	10,000
法人税等合計	**805,534**	**854,487**
当期純利益	**1,921,494**	**2,265,367**
繰越金(当期首残高)	**3,899,278**	**4,783,338**
当期未処分剰余金	**5,820,772**	**7,048,705**

剰余金処分計算書

(単位:円)

科　目	2022年度	2023年度
当期未処分剰余金	**5,820,772,558**	**7,048,705,840**
積立金取崩額	**13,505,600**	**16,422,500**
利益準備金限度超過取崩額	13,505,600	16,422,500
剰余金処分額	**1,050,939,552**	**1,050,610,036**
普通出資に対する配当金	(年2%)　50,939,552	(年2%)　50,610,036
特別積立金	1,000,000,000	1,000,000,000
繰越金(当期末残高)	**4,783,338,606**	**6,014,518,304**

■ 貸借対照表の注記（2023年度）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
   また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　10 年～ 50 年
   その他　3 年～ 20 年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、リスク統括部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 1,761 百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
    過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
    数理計算上の差異：各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
    当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
    なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
    ①制度全体の積立状況に関する事項（2023 年 3 月 31 日現在）
    年金資産の額　1,680,937 百万円
    年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,770,192 百万円
    差引額　△89,255 百万円
    ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2023 年 3 月 31 日現在）　0.3735%
    ③補足説明
    上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 147,969 百万円及び別途積立金 58,714 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 67 百万円を費用処理しております。
    なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会等への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
15. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。
16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
    貸倒引当金　3,449 百万円
    貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 8. に記載しております。
    主要な仮定は、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しであります。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
    また、新型コロナウイルス感染症対策融資与信先については、今後の信用リスクの悪化が見込まれると仮定しております。
    その結果、新型コロナウイルス感染症対策融資与信先をグループ化し、当該グループについて以下の方法により貸倒引当金を算出しております。
    正常先については、従来のその他要注意先に準じて算出しております。その他要注意先については、算定期間を拡大し、1 算定期間を延長するとともに、直近の信用リスクの悪化を考慮の上、算出しております。要管理先については、算定期間を拡大して算出しております。
    また、不動産賃貸業を営む融資先については、通常の融資先に比べて当金庫全体の与信額に占める割合が高く、融資期間が長期にわたることから、空室率の上昇や賃料相場の下落に起因して貸付条件の変更等に応じることとなる融資先が増加し、今後の信用コストの上昇が見込まれると仮定しております。
    その結果、不動産賃貸業を営む融資先の一部をグループ化し、当該グループについて過去の急速な景気後退局面での貸倒実績と直近の信用リスクの悪化を考慮の上、貸倒引当金を算出しております。
    なお、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
17. 有形固定資産の減価償却累計額　10,632 百万円
18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
    なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並

びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,369 百万円
危険債権額	13,796 百万円
三月以上延滞債権額	151 百万円
貸出条件緩和債権額	13 百万円
合計額	17,330 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,547 百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,274 百万円
預け金	20,000 百万円
担保資産に対応する債務	
預金積金	342 百万円
借用金	8,822 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金 30,100 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 636 百万円が含まれております。

21. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成 11 年 3 月 31 日

同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出しております。

同法第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,502 百万円

22. 出資1口当たりの純資産額　941 円 57 銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会等を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで経営陣に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び資金運用管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利及び市場価格の変動リスクの双方の影響を受ける主たる金融商品は「有価証券」であります。また、金利の変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。

当金庫では、「有価証券」については、市場リスク量を VaR により日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫の VaR は分散共分散法（保有期間 60 営業日、信頼区間 99%、観測期間 60 カ月）により算出しており、2024 年 3 月 31 日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 1,224 百万円です。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、当金庫では、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」については、保有期間1年、観測期間 60 カ月で計測される 99 パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、99 パーセンタイル値を用いた経済価値は、563 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮し

ておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 預け金（*1）	305,169	305,347	178
(2) 有価証券	14,367	14,368	0
満期保有目的の債券	920	921	0
その他有価証券	13,447	13,447	—
(3) 貸出金（*1）	383,213		
貸倒引当金（*2）	△3,449		
	379,763	384,401	4,637
金融資産計	699,301	704,117	4,816
(1) 預金積金（*1）	676,313	675,842	△470
(2) 借用金（*1）	8,822	8,651	△171
金融負債計	685,136	684,494	△641

（*1）預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（SWAP レート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については 25. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（SWAP レート）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（SWAP レート）を用いております。

(2) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利（SWAP レート）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	30
信金中金出資金（*1）	4,045
合　計	4,076

（*1）非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	658	660	1
	小計	658	660	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	261	260	△1
	小計	261	260	△1
合　計		920	921	0

その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価（償却原価）を超えるもの	株式	3,013	1,018	1,994
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	939	822	117
	小計	3,952	1,840	2,111
貸借対照表計上額が取得原価（償却原価）を超えないもの	株式	232	286	△53
	債券	5,364	5,377	△12
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	5,364	5,377	△12
	その他	3,896	4,000	△103
	小計	9,494	9,663	△169
合　計		13,447	11,504	1,942

26. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

対象資産に重要性が乏しいため記載を省略しております。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,639 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,689 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多

くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,135 百万円
退職給付引当金	447
外国証券投資損失	294
その他	468
繰延税金資産小計	2,345
評価性引当額	△1,208
繰延税金資産合計	1,137
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	540
前払年金費用	133
繰延税金負債合計	674
繰延税金資産の純額	462 百万円

■ 損益計算書の注記（2023年度）

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額　44 円 56 銭
3. 「その他の経常収益」には、過年度全額償却済みの外国証券からの回収額 891 千円を含んでおります。
4. 当事業年度において、以下の資産について「減損損失」を計上しております。

所在地	主な用途	種　類	減損損失（千円）
長野県諏訪郡富士見町	遊休資産 1物件	その他の有形固定資産	58
群馬県吾妻郡草津町	遊休資産 1物件	その他の有形固定資産	55
合　計			113

資産のグルーピングの単位は、営業用店舗は営業店（本店営業部、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店、遊休資産は各資産としております。本部、営業店支援センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当事業年度において、遊休資産については、今後も事業の用に供する予定がないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除し算定しております。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、通帳・証書の再発行手数料、口座振替手数料、貸金庫手数料、夜間金庫手数料、不動産担保設定手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	保険販売手数料等の保険販売業務関係の受入手数料、その他の役務取引等業務に関係する受入手数料	

（注）役務取引等収益及びその他の業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

2022 年度及び 2023 年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

2023 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2024 年 6 月 14 日　西京信用金庫 理事長　北村啓介

主な業務の状況

経営に関する指標

（国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません）

主な経営指標の５事業年度の推移

（単位:百万円）

科　目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	8,020	8,383	8,519	8,286	8,571
業務純益	2,157	2,101	2,771	3,047	3,216
経常利益	2,047	1,834	2,487	2,812	3,137
当期純利益	1,541	1,361	1,680	1,921	2,265
出資総額	2,517	2,543	2,560	2,546	2,530
出資総口数	49,538千口	50,862千口	51,194千口	50,873千口	50,515千口
純資産額	39,473	41,282	42,761	44,473	47,564
総資産額	701,012	766,841	767,629	774,923	738,807
預金積金残高	637,067	704,766	706,133	713,808	676,313
貸出金残高	352,815	402,160	397,341	384,247	383,213
有価証券残高	33,689	31,832	33,014	8,769	14,398
単体自己資本比率	10.10%	10.97%	11.57%	12.27%	12.61%
出資に対する配当金（出資一口当たり）	1円	1円	1円	1円	1円
役員数	12人	12人	11人	12人	12人
うち常勤役員数	8人	8人	7人	8人	8人
職員数	317人	315人	312人	291人	285人
会員数	36,137人	36,012人	35,720人	35,200人	34,702人

業務粗利益

（単位:百万円）

科　目	2022年度	2023年度
資金運用収支	7,341	7,566
資金運用収益	7,539	7,739
資金調達費用	197	172
役務取引等収支	391	422
役務取引等収益	657	681
役務取引等費用	266	259
その他の業務収支	20	21
その他業務収益	26	27
その他業務費用	6	6
業務粗利益	7,752	8,010
業務粗利益率	1.02%	1.09%

（注）業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益

（単位:百万円）

科　目	2022年度	2023年度
業務純益	3,047	3,216
実質業務純益	3,020	3,216
コア業務純益	3,020	3,216
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	3,020	3,216

（注）1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

資金運用収支の内訳

（単位:百万円）

科　目	2022年度			2023年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	755,031	7,539	0.99%	731,744	7,739	1.05%
うち貸出金	389,048	6,745	1.73%	380,754	6,719	1.76%
うち預け金	320,015	375	0.11%	319,940	749	0.23%
うちコールローン	19,541	51	0.26%	18,428	55	0.30%
うち有価証券	23,320	288	1.23%	9,508	135	1.42%
資金調達勘定	727,628	197	0.02%	702,156	172	0.02%
うち預金積金	715,593	162	0.02%	692,229	143	0.02%
うち借用金	11,995	34	0.28%	9,894	28	0.29%

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2022年度1,809百万円、2023年度1,745百万円）を控除して表示しております。

受取利息及び支払利息の増減

（単位:百万円）

科　目	2022年度			2023年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 10	△ 176	△ 187	△ 232	432	199
うち貸出金	△ 210	19	△ 191	△ 143	117	△ 25
うち預け金	22	52	74	△ 0	373	373
うちコールローン	△ 7	8	0	△ 2	7	4
うち有価証券	△ 85	13	△ 71	△ 170	18	△ 152
支払利息	△ 0	△ 13	△ 14	△ 6	△ 18	△ 25
うち預金積金	0	△ 8	△ 8	△ 5	△ 14	△ 19
うち借用金	△ 5	0	△ 5	△ 5	0	△ 5

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法で算出しております。

諸比率

科　目		2022年度	2023年度
総資産経常利益率		0.36%	0.41%
総資産当期純利益率		0.24%	0.30%
総資金利鞘		0.32%	0.35%
資金運用利回り		0.99%	1.05%
資金調達原価率		0.67%	0.70%
預貸率	期末	53.83%	56.66%
	期中平均	54.36%	55.00%
預証率	期末	1.22%	2.12%
	期中平均	3.25%	1.37%

（注）1. 総資産経常（当期純）利益率
＝ 経常（当期純）利益／総資産（除く債務保証見返）平均残高×100
2. 預貸率 ＝ 貸出金／（預金積金＋譲渡性預金）×100
3. 預証率 ＝ 有価証券／（預金積金＋譲渡性預金）×100

預金に関する指標

(国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません)

①国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

科　目	2022年度	2023年度
流動性預金	302,257	306,846
うち有利息預金	275,219	278,403
定期性預金	413,331	385,379
うち固定金利定期預金	400,121	373,847
うち変動金利定期預金	0	0
その他	4	4
計	**715,593**	**692,229**
譲渡性預金	—	—
合　計	**715,593**	**692,229**

(注)1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

②固定金利定期預金、変動金利定期預金の区分ごとの定期預金の残高

定期預金残高

(単位:百万円)

科　目	2022年度	2023年度
定期預金	**393,105**	**353,105**
固定金利定期預金	393,105	353,105
変動金利定期預金	0	0

貸出金に関する指標

(国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません)

貸出金科目別残高

(単位:百万円)

科　目	2022年度	2023年度
割引手形	866	1,547
手形貸付	24,518	28,695
証書貸付	357,044	351,280
当座貸越	1,816	1,690
合　計	**384,247**	**383,213**

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

科　目	2022年度	2023年度
割引手形	988	1,203
手形貸付	24,310	26,536
証書貸付	362,246	351,651
当座貸越	1,502	1,363
合　計	**389,048**	**380,754**

貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

科　目	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	3,870	3,653
有価証券	—	—
不動産	210,319	224,842
その他	—	—
計	**214,190**	**228,496**
信用保証協会・信用保険	125,515	112,390
保証	35,288	36,019
信用	9,251	6,307
合　計	**384,247**	**383,213**

債務保証見返担保別内訳

(単位:百万円)

科　目	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
不動産	336	299
その他	—	—
計	**336**	**299**
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	—	—
信用	10	2
合　計	**347**	**301**

固定金利・変動金利の区分による貸出金残高

(単位:百万円)

科　目	2022年度	2023年度
固定金利貸出金	191,301	177,891
変動金利貸出金	192,945	205,321
合　計	**384,247**	**383,213**

貸出金償却額

(単位:百万円)

科　目	2022年度	2023年度
貸出金償却額	55	1

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区　分		期首残高	当期増加額	当期増減額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	1,226	1,199	—	1,226	1.199
	2023年度	**1,199**	**1,096**	—	**1,199**	**1,096**
個別貸倒引当金	2022年度	2,594	2,476	199	2,394	2,476
	2023年度	**2,476**	**2,353**	**138**	**2,338**	**2,353**
合　計	2022年度	3,820	3,675	199	3,620	3,675
	2023年度	**3,675**	**3,449**	**138**	**3,537**	**3,449**

(注) 一般貸倒引当金は、将来の貸倒損失に備えて引当てているもので、過去の貸倒実績率を基準として計上しております。一方、個別貸倒引当金は、回収に懸念のある貸出金に対し貸倒見込額を個別に引当てております。

貸出金業種別残高

(単位:百万円)

業種区分	2022年度			**2023年度**		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	428	11,744	3.1%	402	10,609	2.8%
農業、林業	2	12	0.0%	1	0	0.0%
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,400	41,744	10.9%	1,367	38,662	10.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	288	6,590	1.7%	288	6,156	1.6%
運輸業、郵便業	130	6,213	1.6%	129	5,093	1.3%
卸売業、小売業	1,215	34,238	8.9%	1,156	33,402	8.7%
金融業、保険業	30	1,867	0.5%	25	503	0.1%
不動産業	2,232	161,815	42.1%	2,291	174,427	45.5%
(うち、不動産賃貸業)	(1,524)	(118,460)	(30.8%)	(1,565)	(125,637)	(32.8%)
物品賃貸業	11	908	0.2%	10	850	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	369	5.986	1.6%	370	5,421	1.4%
宿泊業	8	299	0.1%	9	337	0.1%
飲食業	741	10,087	2.6%	730	9,122	2.4%
生活関連サービス業、娯楽業	464	8,815	2.3%	454	8,548	2.2%
教育、学習支援業	66	1,723	0.4%	68	1,660	0.4%
医療・福祉	258	5,731	1.5%	260	5,271	1.4%
その他のサービス	980	17,735	4.6%	980	16,669	4.3%
小　計	**8,622**	**315,514**	**82.1%**	**8,540**	**316,740**	**82.7%**
地方公共団体	3	1,692	0.4%	—	—	—
個人	6,336	67,040	17.4%	6,100	66,472	17.3%
合　計	**14,961**	**384,247**	**100.0%**	**14,640**	**383,213**	**100.0%**

(注)1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. その他のサービス業に含まれる主な業種は、ビルメンテナンス業、建築設計業、産業廃棄物処理業、広告デザイン業、展示装飾業などです。

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

使　途	2022年度		**2023年度**	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	168,523	43.9%	177,175	46.2%
運転資金	159,999	41.6%	152,420	39.8%
消費・住宅	55,724	14.5%	53,618	14.0%
合　計	**384,247**	**100.0%**	**383,213**	**100.0%**

有価証券に関する指標

有価証券種類別期末残高・平均残高

(単位:百万円)

種　類	2022年度		**2023年度**	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	—	0	—	0
地方債	—	—	—	—
社債	1,907	2,199	6,285	3,346
株式	2,253	1,337	3,276	1,340
外国証券	3,649	18,960	3,896	3,999
その他の証券	959	822	939	822
合　計	**8,769**	**23,320**	**14,398**	**9,508**

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

種　類		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	2022年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	2023年度	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**
地方債	2022年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	2023年度	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**
社債	2022年度	609	720	393	182	—	—	—	1,907
	2023年度	**432**	**5,414**	**389**	**48**	**—**	**—**	**—**	**6,285**
株式	2022年度	—	—	—	—	—	—	2,253	2,253
	2023年度	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**3,276**	**3,276**
外国証券	2022年度	—	1,796	1,852	—	—	—	0	3,649
	2023年度	**1,988**	**—**	**1,908**	**—**	**—**	**—**	**0**	**3,896**
その他の証券	2022年度	—	—	—	—	—	—	959	959
	2023年度	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**—**	**939**	**939**

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当ありません

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種　類		2022年度			**2023年度**		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	1,456	1,465	8	658	660	1
	小　計	1,456	1,465	8	658	660	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	73	73	△0	261	260	△1
	小　計	73	73	△0	261	260	△1
合　計		**1,530**	**1,539**	**8**	**920**	**921**	**0**

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。　2.市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種　類		2022年度			**2023年度**		
		貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差額	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差額
貸借対照表計上額が取得原価(償却原価)を超えるもの	株式	1,952	967	985	3,013	1,018	1,994
	債券	159	158	0	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	159	158	0	—	—	—
	その他	959	822	137	939	822	117
	小　計	3,071	1,948	1,122	3,952	1,840	2,111
貸借対照表計上額が取得原価(償却原価)を超えないもの	株式	270	337	△66	232	286	△53
	債券	217	218	△1	5,364	5,377	△12
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	217	218	△1	5,364	5,377	△12
	その他	3,649	4,000	△350	3,896	4,000	△103
	小　計	4,137	4,556	△418	9,494	9,663	△169
合　計		**7,208**	**6,504**	**703**	**13,447**	**11,504**	**1,942**

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。　2.「その他」は外国証券、優先出資証券です。
3.市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等

(単位:百万円)

種　類	2022年度	**2023年度**
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	30	30
信金中金出資金	3,095	4,045
合　計	**3,126**	**4,076**

金銭の信託の時価等情報

1. 運用目的の金銭の信託
該当ありません

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません

3. その他の金銭の信託
該当ありません

デリバティブ取引

1. 金利関連取引
該当ありません

2. 通貨関連取引

(単位:百万円)

種　類		2022年度				2023年度			
		契約額等	(うち1年超)	時価	評価損益	契約額等	(うち1年超)	時価	評価損益
店頭為替予約	売　建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買　建	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 株式関連取引
該当ありません

4. 債券関係取引
該当ありません

5. 商品関係取引
該当ありません

6. クレジットデリバティブ取引
該当ありません

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権は、貸出金の他、債務保証見返、外国為替、貸出金に準ずる仮払金、未収利息を含んだ債権です。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区　分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a−c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2022年度	3,258	3,258	2,094	1,163	100.00%	100.00%
	2023年度	**3,369**	**3,369**	**2,208**	**1,160**	**100.00%**	**100.00%**
危険債権	2022年度	14,102	12,826	11,513	1,312	90.95%	50.72%
	2023年度	**13,796**	**12,574**	**11,381**	**1,192**	**91.14%**	**49.39%**
要管理債権	2022年度	256	193	192	0	75.29%	0.89%
	2023年度	**165**	**134**	**133**	**1**	**81.78%**	**3.71%**
三月以上延滞債権	2022年度	115	103	102	0	89.40%	4.44%
	2023年度	**151**	**134**	**133**	**1**	**89.02%**	**6.39%**
貸出条件緩和債権	2022年度	141	90	90	—	63.75%	0.00%
	2023年度	**13**	**0**	**—**	**0**	**0.16%**	**0.16%**
小計(A)	2022年度	17,617	16,278	13,801	2,477	92.40%	64.91%
	2023年度	**17,330**	**16,078**	**13,724**	**2,354**	**92.78%**	**65.28%**
正常債権(B)	2022年度	367,096					
	2023年度	**366,347**					
総与信残高(A)＋(B)	2022年度	384,714					
	2023年度	**383,677**					

(注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数、業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫は、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法　b. 支払手段　c. 決定時期と支払時期

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額　(単位:百万円)

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	184

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「報酬等」155百万円、「退職慰労金」28百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2023年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は 、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況《 定性的な開示事項 》

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に「出資金」、および永年に亘り利益より蓄積してきた「利益剰余金」、そして「一般貸倒引当金」、また2022年度までは、経過措置により所定の掛け目を乗じた額の算入が認められている「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%相当額」等の項目からなるコア資本に係る基礎項目の額と自己資本の控除項目であるコア資本に係る調整項目の額で構成されております。なお、当金庫は優先出資証券の発行や負債性資本調達手段等の導入は行っておりません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、国内業務のみを取扱う信用金庫に求められる自己資本比率4%(国内基準)を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分保っていると評価しております。

将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを基本的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクは、貸出金等の信用を供与した企業等の財務状況が悪化したことなどから、資産の価値が減少もしくは消失し損失を被るリスクをいいます。当金庫は信用リスクを管理すべき最重要リスクと認識し、融資業務の基本的理念や手続き等を明示した「リスク管理の基本方針」および「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価は、1999年より信用格付制度を導入しております。また、信用格付・自己査定システムを導入し、信用リスクの計量化を実施しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と業務推進部門を互いに分離しております。また、信用リスクの管理状況については、定期的に理事会等に報告する態勢としております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産自己査定規程」及び「資産査定に関わる償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻先債権及び実質破綻先債権に対しては優良担保、一般担保を除いた未保全額の全額に引当を行っております。破綻懸念先債権に対しては、優良担保、一般担保を除いた未保全額に対し貸倒実績率を乗じる等により算出し引当を行っております。なお、引当状況については、監査法人の監査を受け適正な引当金を計上しております。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

① リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

[適格格付機関名]

- ○ 株式会社日本格付研究所
- ○ 株式会社格付投資情報センター
- ○ フィッチ・レーティングス・リミテッド
- ○ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ○ S&P グローバル・レーティング

② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

種類ごとの適格格付機関等の使用は行っておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では信用リスクを軽減するために、取引先によっては不動産担保や預金担保、また信用保証協会の保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置と認識しており、融資を行うにあたっては、経営者の資質、資金使途、返済源、財務内容などから総合的に融資可否を判断しており、担保や保証に過度に依存しない融資推進の徹底を図っております。審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへ十分な説明を行いご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。また、金庫で定めた「融資事務取扱規程」等により適切な管理・評価を行っております。

バーゼルⅢにおける主要な保証には、政府保証、地方公共団体保証、適格格付機関が格付を付与した「しんきん保証基金」等があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、その場合には「融資事務取扱規程」等により適切な取扱いに努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫が行っている派生商品取引には為替先物予約取引があります。

お客さまとの取引にあたっては総与信取引における保全枠との一体的な管理により、与信判断を行うことでリスクを限定し適切な保全措置を講じております。当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定、リスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針については特に定めておりません。また、当金庫はオリジネーターとして、2019年3月に㈱日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)が組成した「シンセティック型CLO」に参加して当金庫の複数の事業者向け貸出債権(原債権)を証券化しております。原債権については、当金庫の自己査定基準に従って、事後的モニタリングを実施して、原債権の債務不履行発生等(CDS契約におけるクレジット・イベントの発生)の際には関係者に必要な報告を行う等、他の貸出金等同様に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しています。本派生商品取引については取引相手である公庫が支払い不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されています。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産等、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当金庫は、オリジネーターとしてではなく、投資家として証券化エクスポージャーを保有しています。投資家としての投資に対するリスク認識は、有価証券投資の一環として捉えて市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて運用状況等について検討を図り、適切なリスク管理を行っております。

ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っています。

二. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

○ 株式会社日本格付研究所
○ 株式会社格付投資情報センター
○ フィッチ・レーティングス・リミテッド
○ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
○ S&Pグローバル・レーティング

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象などにより損失を被るリスク」としております。当金庫は、オペレーショナル・リスクに該当するリスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクと認識し、これらリスクの発生を可能な限り最小限に止めるために、「オペレーショナル・リスク管理方針」・「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、組織・管理態勢の整備を行いリスク発生の未然防止に努めております。

事務リスクについては「事務リスク管理委員会」、システムリスクについては「システム管理委員会」が各々のリスクの当金庫における現状を、異なった側面から漏れなく検討を加え評価し改善策を検討し、統括部署が必要に応じて理事会等への報告を実施し、リスクを極小化するよう改善に努めております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

【基礎的手法の算出方法】

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \frac{\text{粗利益直近3年間}\times 15\%}{3}$$

自己資本比率を算出する際には、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額を信用リスク・アセットの額に加え、リスク・アセット等の額の合計額として算出の分母といたします。

8. 信用金庫施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

これらに該当するものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券です。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスク認識については、時価評価やVaRによるリスク計測によって把握するとともに、運用状況について資金運用管理委員会でリスク分析を行うなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式投資は、基本的に債券投資のヘッジ資産として保有する位置づけとしており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけております。また、非上場株式、政策投資株式に関しては、取得・売却の都度、理事会もしくは常勤理事会で協議し、適正な運用・管理を行っております。そして、リスクの状況を定期的に適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の減少や、将来の収益性の低下など損失を被るリスクを指し、当金庫では金利リスクを統合的リスク管理における対象リスクの一つとして管理しております。当金庫では必要に応じて評価・計測を行い対策等を検討し、その結果について「ALM委員会」や「統合的リスク管理委員会」で検討し対策を講じる態勢としております。なお、金利リスクの計測頻度は四半期ごとに実施しております。

ロ. 金利リスクの算定方法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12 ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものを言う。）並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項。

○流動性預金に割り当てられた金利更改の平均満期：1.25年
○流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5年
○流動性預金への満期の割当方法やその前提 ： 金融庁が定める保守的な前提
○固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 ：金融庁が定める保守的な前提
○複数の通貨の集計方法及びその前提:通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関は考慮していません。（現在は、日本円のみ作成）
○スプレッドに関する前提:スプレッドを含めておりません。（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か）
○内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提：該当ございません。
○前事業年度末からの変動に関する説明:前事業年度末に比べ△EVEは増加し、△NIIは減少しました。
○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明:当金庫の重要性テスト（△EVEの最大値/自己資本の額）の結果は、基準値である自己資本の額の20%以内に収まっております。

② 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明
統合的リスク管理におけるストレステストにおいては、金利上昇幅を4%（400BPV）としております。四半期ごとに計測している統合的リスク量においては、預貸金の金利リスク量を99パーセンタイル値にて算出しております。
○金利リスク計測の前提及びその意味
市場リスクのうち、有価証券の金利リスクをVaR方式で管理しており、貸出金、預け金、預金の金利リスクについては、99パーセンタイル値/1パーセンタイル値の現在価値変動幅を使用して、統合的リスク管理を行っております。

自己資本の充実の状況

1.自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項　目		2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目　(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		40,374	42,570
うち、出資金及び資本剰余金の額		2,546	2,530
うち、利益剰余金の額		37,881	40,095
うち、外部流出予定額 (△)		50	50
うち、上記以外に該当するものの額		△3	△4
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,199	1,096
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		1,199	1,096
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		228	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	**41,801**	**43,667**
コア資本に係る調整項目　(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		205	204
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		205	204
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		—	267
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	**205**	**472**
自己資本			
自己資本の額((イ)−(ロ))	(ハ)	**41,595**	**43,195**
リスク・アセット等　(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		**323,727**	**327,052**
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		3,646	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		△1,425	△820
うち、上記以外に該当するものの額		5,072	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		15,111	15,231
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	**338,838**	**342,284**
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)／(ニ))		**12.27%**	**12.61%**

(注)　自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項　目	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	**323,727**	**12,949**	**327,052**	**13,082**
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	319,968	12,798	327,861	13,114
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	120	4	50	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,837	2,713	55,873	2,234
法人等向け	41,548	1,661	45,972	1,838
中小企業等向け及び個人向け	49,054	1,962	47,405	1,896
抵当権付住宅ローン	6,525	261	5,357	214
不動産取得等事業向け	122,557	4,902	132,918	5,316
三月以上延滞等	741	29	788	31
取立未済手形	44	1	85	3
信用保証協会等による保証付	3,825	153	4,409	176
出資等	1,336	53	2,156	86
出資等のエクスポージャー	1,336	53	2,156	86
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	26,378	1,055	32,843	1,313
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,918	156	5,688	227
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	20,084	803	27,154	1,086
② 証券化エクスポージャー	111	4	11	0
証券化　STC要件適用分	—	—	—	—
証券化　非STC要件適用分	111	4	11	0
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,072	202		
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△820	△32
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	**15,111**	**604**	**15,231**	**609**
ハ.単体総所要自己資本額（イ+ロ）	**338,838**	**13,553**	**342,284**	**13,691**

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈 オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法 〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3.信用リスクに関する事項 （リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位:百万円）

エクスポージャー区分 ＼ 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		三月以上延滞エクスポージャー	
	2022年度	**2023年度**	2022年度	**2023年度**	2022年度	**2023年度**	2022年度	**2023年度**
国内	772,015	734,969	384,420	383,571	1,909	6,306	884	981
国外	4,005	4,005	—	—	4,005	4,005	—	—
地域別合計	**776,020**	**738,974**	**384,420**	**383,571**	**5,914**	**10,311**	**884**	**981**
製造業	12,692	11,537	12,013	10,858	—	—	25	90
農業、林業	12	0	12	0	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	42,791	39,630	42,791	39,630	—	—	32	36
電気・ガス・熱供給・水道業	39	39	—	—	—	—	—	—
情報通信業	6,509	6,174	6,469	6,135	—	—	3	7
運輸業、郵便業	7,492	5,989	6,287	5,197	961	548	30	47
卸売業、小売業	34,524	33,758	34,414	33,648	—	—	144	208
金融業、保険業	350,829	320,786	1,917	549	4,952	9,762	—	—
不動産業	168,764	182,273	168,710	182,218	—	—	161	221
物品賃貸業	915	857	908	850	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	6,306	5,768	6,305	5,767	—	—	12	18
宿泊業	299	337	299	337	—	—	—	—
飲食業	10,710	9,656	10,710	9,656	—	—	35	65
生活関連サービス業、娯楽業	9,335	9,198	9,335	9,198	—	—	0	18
教育、学習支援業	1,778	1,778	1,778	1,778	—	—	—	—
医療、福祉	6,701	6,072	6,701	6,072	—	—	—	30
その他のサービス	18,173	17,138	18,124	17,089	—	—	115	155
国・地方公共団体等	1,693	—	1,693	—	—	—	—	—
個人	55,630	54,376	55,630	54,376	—	—	322	79
その他	40,820	33,597	316	202	0	0	—	—
業種別合計	**776,020**	**738,974**	**384,420**	**383,571**	**5,914**	**10,311**	**884**	**981**
1年以下	286,009	171,819	66,423	69,475	610	2,437		
1年超3年以下	179,720	194,691	71,408	70,946	2,725	5,431		
3年超5年以下	57,497	55,060	55,102	52,668	2,394	2,392		
5年超7年以下	44,498	39,741	44,314	39,692	183	49		
7年超10年以下	47,401	101,134	37,359	35,014	—	—		
10年超	105,459	111,404	105,459	111,404	—	—		
期間の定めのないもの	55,434	65,120	4,353	4,370	0	0		
残存期間別合計	**776,020**	**738,974**	**384,420**	**383,571**	**5,914**	**10,311**		

(注)1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、固定資産等です。
4.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

33 ページの「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」をご覧ください。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額			
	2022年度	**2023年度**	2022年度	**2023年度**	2022年度	**2023年度**
製造業	45	45	8	0	2	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	190	92	14	△98	29	1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	8	7	△53	0	—	—
運輸業、郵便業	254	265	20	11	—	—
卸売業、小売業	572	545	△107	△26	4	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,051	1,125	36	74	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	90	57	△32	△32	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	61	62	△9	1	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	61	69	△25	7	13	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	8	17	2	8	—	—
その他のサービス	121	61	69	△59	6	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	11	2	△41	△9	—	—
合　計	**2,476**	**2,353**	**△117**	**△123**	**55**	**1**

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2022年度		**2023年度**	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	82,506	—	84,704
10%	—	39,491	—	44,627
20%	—	356,392	5,007	291,630
35%	—	18,795	—	18,302
50%	5,894	374	6,484	389
75%	—	70,438	—	68,427
100%	2,004	199,641	2,004	216,317
150%	—	479	—	531
250%	—	—	—	546
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合　計	**7,899**	**768,120**	**13,495**	**725,476**

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証	
	2022年度	**2023年度**	2022年度	**2023年度**
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	7,885	7,598	112,832	99,757

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2022年度	**2023年度**
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2022年度	**2023年度**	2022年度	**2023年度**
①派生商品取引合計	13	1	13	1
(i)外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)クレジット・デリバティブ	13	1	13	1
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合　計	13	1	13	1

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

与信相当額の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

(単位:百万円)

種　類	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2022年度	**2023年度**	2022年度	**2023年度**
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	—

6.証券化エクスポージャーに関する事項

イ.オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

ロ.投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

	2022年度	**2023年度**
	オンバランス取引	オンバランス取引
証券化エクスポージャーの額	150	90
(i)カードローン	—	—
(ii)住宅ローン	—	—
(iii)自動車ローン	—	—
(iv)上記を除く資産	150	90

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	2022年度	**2023年度**	2022年度	**2023年度**
	オンバランス取引	オンバランス取引	オンバランス取引	オンバランス取引
0%	150	90	—	—

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

7.出資等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区　分	2022年度		**2023年度**	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,182	3,182	4,185	4,185
非上場株式等	3,127	—	4,077	—
合　計	**6,309**	**3,182**	**8,262**	**4,185**

(注)貸借対照表計上額は期末日における市場価格等に基づいております。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	**2023年度**
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	**2023年度**
評価損益	1,055	2,058

ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	**2023年度**
評価損益	—	—

8.金利リスクに関する事項

IRRBB１：金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,494	1,225	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,843	2,035
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,494	1,225	1,843	2,035
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	43,195		41,595	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

開示項目一覧

信用金庫法第89条 （銀行法第21条準用）に基づく開示項目

単体の開示項目

信用金庫施行規則

第132条第１項第１号

1．金庫の概況及び組織に関する事項
イ.事業の組織 ―― 13
ロ.理事及び監事の氏名及び役職名 ―― 2
ハ.会計監査人の氏名又は名称 ―― 30
ニ.事務所の名称及び所在地 ―― 46

第132条第1項第2号

2.金庫の主要な事業の内容 ―― 17

第132条第1項第3号

3.金庫の主要な事業に関する事項
イ.直近の事業年度における事業の概況 ―― 11
ロ.直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 ―― 31
⑴経常収益
⑵経常利益又は経常損失
⑶当期純利益又は当期純損失
⑷出資総額及び出資総口数
⑸純資産額
⑹総資産額
⑺預金積金残高
⑻貸出金残高
⑼有価証券残高
⑽単体自己資本比率
⑾出資に対する配当金
⑿職員数
ハ.直近の2事業年度における事業の状況
⑴主要な業務の状況を示す指標 ―― 31
①業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
②資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支
③資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや
④受取利息及び支払利息の増減
⑤総資産経常利益率
⑥総資産当期純利益率
⑵預金に関する指標 ―― 32
①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
⑶貸出金に関する指標
①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ―― 32
②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高 ―― 32
③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 ―― 32
④使途別の貸出金残高 ―― 33
⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ―― 33
⑥預貸率の期末値及び期中平均値 ―― 31
⑷有価証券に関する指標
①有価証券の種類別の残存期間別の残高 ―― 34
②有価証券の種類別平均残高 ―― 33
③預証率の期末値及び期中平均値 ―― 31

第132条第1項第4号

4.金庫の事業の運営に関する事項
イ.リスク管理の体制 ―― 23
ロ.法令遵守の体制 ―― 19
ハ.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ―― 5
ニ.金融ADR制度への対応 ―― 22

第132条第1項第5号

5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
イ.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ―― 25
ロ.金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び⑴から⑷までに掲げるものの合計額 ―― 35
⑴破産更生債権及びこれらに準ずる債権
⑵危険債権
⑶三月以上延滞債権（貸出金のみ）
⑷貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
⑸正常債権
ハ.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項
⑴自己資本の構成に関する開示事項 ―― 39
⑵定性的な開示事項 ―― 37
⑶定量的な開示事項 ―― 40
ニ.次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
⑴有価証券 ―― 34
⑵金銭の信託 ―― 35
⑶規則第102条第1項第5号に掲げる取引 ―― 35
ホ.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ―― 33
ヘ.貸出金償却の額 ―― 32
ト.金庫が法第三十八条の二第三項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ―― 30

第132条第1項第6号

6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの。 ―― 36

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条（金融再生法）に基づく開示項目

資産査定の公表 ―― 35

店舗配置図

店舗一覧

（阿佐谷支店以下50音順）

	店舗名	店番号	所在地	電話番号
①	本店営業部	001	新宿区新宿4-3-20	03-3356-7111
②	八重洲口営業部	050	中央区八重洲2-11-3	03-6228-7177
③	阿佐谷支店	005	杉並区梅里2-18-10	03-3312-8111
④	池袋支店	003	豊島区西池袋1-44-1	03-3971-0291
⑤	江古田支店	029	練馬区栄町44-7	03-3993-7611
⑥	大泉支店	032	練馬区東大泉3-20-8	03-3921-1211
⑦	大山支店	006	板橋区大山町3-5	03-3956-4136
⑧	上井草支店	012	杉並区井草5-6-6	03-3395-2171
⑨	北町支店	030	練馬区北町1-30-4	03-3931-0131
⑩	清瀬支店	035	清瀬市松山1-5-4	042-492-5415
⑪	銀座支店	008	中央区八重洲2-11-3 （西京信用金庫 八重洲口営業部内）	03-6228-7177
⑫	鷺宮支店	031	中野区鷺宮4-44-10	03-3339-2221
⑬	雑司が谷支店	017	豊島区目白2-16-19	03-3982-5031
⑭	中野支店	002	中野区本町4-44-13	03-3383-2511
⑮	新座支店	038	新座市片山1-15-24	048-479-1183

	店舗名	店番号	所在地	電話番号
⑯	西荻窪支店	026	杉並区西荻北3-16-6	03-3395-2611
⑰	西新宿支店	014	新宿区西新宿5-4-7	03-3374-4300
⑱	沼袋支店	016	中野区沼袋1-37-2	03-3387-8171
⑲	練馬支店	028	練馬区豊玉北5-14-3	03-3993-4311
⑳	野方支店	021	中野区野方6-31-10	03-3338-6111
㉑	蓮根支店	034	板橋区蓮根1-28-14	03-3960-4271
㉒	原宿支店	046	渋谷区神宮前2-32-3	03-6438-9731
㉓	東中野支店	010	中野区東中野3-8-9	03-3369-6151
㉔	氷川台支店	036	練馬区氷川台3-33-3	03-3937-0411
㉕	富士見台支店	011	練馬区富士見台2-1-14	03-3990-1161
㉖	保谷支店	033	西東京市東町3-11-26	042-421-4111
㉗	南中野支店	007	中野区弥生町4-24-1	03-3381-8176

本部関係

1	本部		新宿区新宿4-3-20	03-3356-7121
2	営業店支援センター		練馬区氷川台3-33-3	03-6281-0779

※全店舗のATMコーナーに「ICキャッシュカード対応ATM」「通帳繰り越しATM」「視覚障がい者用ハンドセット付ATM」を設置しています。

地域のために この街のために そして あなたのために

西京信用金庫

植林紙®
VEGETABLE OIL INK
本誌は環境に優しい「植林紙」と
「植物油インク」を使用しています。